

○水防警報河川の指定	(//)	14
○水防警報河川の指定	(//)	14
○水防警報河川の指定	(//)	14
○水防警報河川の指定	(//)	15
○水防警報河川の指定	(//)	15
○水防警報河川の指定	(//)	15
○水防警報河川の指定	(//)	15
○水防警報河川の指定	(//)	15
○水防警報河川の指定	(//)	16
○水防警報河川の指定	(//)	16
○水防警報河川の指定	(//)	16
○水防警報河川の指定	(//)	16
○水防警報河川の指定	(//)	16
○水防警報河川の指定	(//)	16
○水防警報河川の指定	(//)	16
○水防警報河川の指定	(//)	16
○水防警報河川の指定	(//)	16
○水防警報河川の指定	(//)	17
○水防警報河川の指定	(//)	17
○水防警報河川の指定	(//)	17
○水防警報河川の指定	(//)	17
○水防警報河川の指定	(//)	17
○水防警報河川の指定	(//)	17
○水防警報河川の指定	(//)	17
○水防警報河川の指定	(//)	18
○水防警報河川の指定	(//)	18
○水防警報河川の指定	(//)	18
○水防警報河川の指定	(//)	18
○水防警報河川の指定	(//)	18
○水防警報河川の指定	(//)	18
○水防警報河川の指定	(//)	18
○水防警報河川の指定	(//)	19
○浸水想定区域の指定	(//)	19
○浸水想定区域の指定	(//)	19
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	19
○指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	19
○熊本市の全国自治宝くじ事務協議会への加入及び同規約の一部変更	(財政課)	20
○熊本市の西日本宝くじ事務協議会への加入及び同規約の一部変更	(//)	20
○菊池都市計画及び泗水都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(熊本県決定)	(都市計画課)	20
○菊池都市計画道路の変更(熊本県決定)	(//)	20
○菊池都市計画公園の変更(熊本県決定)	(//)	21
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	21
○指定介護予防サービス事業者の指定	(//)	21
○宇城都市計画下水道事業の事業計画変更認可	(下水環境課)	21
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	37
○騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定の一部改正	(環境保全課)	38
○騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準の一部改正	(//)	39
○騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分の一部改正	(//)	39
○振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準の一部改正	(//)	39
○振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域の区分の一部改正	(//)	40
○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定	(//)	41
○熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部改正	(営繕課)	41
○道路の区域変更	(道路保全課)	41
○道路の区域変更	(//)	42
○道路の区域変更	(//)	42
○道路の区域変更	(//)	42
○道路の区域変更	(//)	43
○道路の区域変更	(//)	44
○道路の区域変更	(//)	45

○道路の供用開始	(//)	45
○道路の供用開始	(//)	45
○道路の供用開始	(//)	46
○道路の供用開始	(//)	46
○道路の供用開始	(//)	46
○道路の供用開始	(//)	47
○道路の供用開始	(//)	47
○都市計画事業の事業計画の変更認可	(都市計画課)	47
○兼用工作物管理協定の締結	(河川課)	48
○熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程	(危機管理防災課)	49
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正	(会計課)	49
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正	(//)	49
○道路の区域変更	(道路保全課)	49
○道路の供用開始	(//)	50
○平成23年度建設の県営改良住宅の設置及び家賃の決定	(住宅課)	51
○道路の区域変更	(道路保全課)	51
○種畜証明書の交付	(畜産課)	52
○身体障害者福祉法第15号第1項の規定の基づく医師の指定	(障がい者支援課)	52
○障害者自立支援法第54条第2項に定める指定自立支援医療機関の指定	(//)	52
○熊本都市計画墓園事業認可	(都市計画課)	52
○玉名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(熊本県決定)	(//)	52
○玉名都市計画道路及び長洲都市計画道路の変更(熊本県決定)	(//)	53
○玉名都市計画公園の変更(熊本県決定)	(//)	53
○長洲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(熊本県決定)	(//)	53
○長洲都市計画下水道の変更(熊本県決定)	(//)	53
○行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定書	(道路保全課)	55
○兼用工作物管理協定の締結	(//)	56
○熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項	(産業人材育成課)	56
○熊本県阿蘇みんなの森指定管理者の指定	(森林整備課)	56
○熊本県土地利基本計画の変更	(地域振興課)	56
公 告		
○野菜指定地生産出荷近代化計画の変更	(園芸課)	56
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画課)	57
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課)	57
○菊池都市計画区域及び泗水都市計画区域の変更	(都市計画課)	57
○菊池都市計画ごみ焼却場の変更(菊池市決定)	(//)	59
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	60
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(//)	60
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する住民等からの意見	(商工振興金融課)	60
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	60
○都市公園の供用廃止	(都市計画課)	61
○都市公園の供用開始	(//)	61
○玉名都市計画区域及び長洲都市計画区域の変更	(//)	61
○長洲都市計画区域の変更	(//)	62
○熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託に係る一般競争入札による落札者等の決定	(情報企画課)	62
登 載 依 頼		
○熊本県立学校の実習助手等に対する被服類貸与規程の一部を改正する訓令	(学校人事課)	63
○熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する規程	(企業局総務経営課)	63
○熊本県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程	(//)	63
○熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程	(//)	63
○熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程	(工務課)	64
○熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程	(企業局総務経営課)	65
○熊本県道路交通規則の一部を改正する規則	(警察本部運転免許課)	71
○平成23年熊本県公安委員会告示第9号の一部改正	(//)	75
○平成19年熊本県公安委員会告示第8号の一部改正	(//)	76
○平成14年熊本県公安委員会告示第8号の一部改正	(//)	77
○指定講習機関の住所表示の変更	(//)	77
○運転免許取得者教育の認定を受けた自動車教習所の住所表示の変更	(//)	78

- 平成23年3月15日熊本県公安委員会告示第5号の一部改正
..... (警察本部組織犯罪対策課) 79
- 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例等の一部を改
正する条例の一部を改正する条例..... (有明海自動車航送船組合) 79
- 有明海自動車航送船組合職員の給与の特例に関する条例..... (") 80
- 有明海自動車航送船組合職員の恩給及び退職手当の特例に関す
る条例..... (") 80
- 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正
する規則..... (人事委員会) 80
- 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
..... (") 80
- 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則..... (") 91
- 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を
改正する規則の一部を改正する規則..... (") 93
- 平成24年3月16日熊本県公安委員会規則第100号(銃砲
刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部を改正する規
則)中..... (警察本部生活安全企画課) 93

告 示

熊本県告示第375号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定を取り消したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	取消年月日
訪問看護ステーションほたる 宇城市松橋町松橋106番地2	株式会社大地	平成24年3月16日

熊本県告示第376号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の9第1項の規定により指定介護予防サービス事業者の指定を取り消したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	取消年月日
訪問看護ステーションほたる 宇城市松橋町松橋106番地2	株式会社大地	平成24年3月16日

熊本県告示第377号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・荒尾 荒尾市川登1795番地3	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第378号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・荒尾 荒尾市川登1795番地3	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第379号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・山鹿 山鹿市大字久原3825番地2	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第380号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家 ・山鹿 山鹿市大字久原3825番地2	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第381号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
菊鹿ケアプランスマイル 山鹿市菊鹿町下内田1676番地	合同会社大成舎菊鹿ケアセンタースマイル	平成24年4月1日

熊本県告示第382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
グリーンコープケアプランセンター荒玉 荒尾市川登1795番地3	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本県告示第383号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
グリーンコープケアプランセンター熊本北	社会福祉法人グリーンコープ	平成24年4月1日

熊本市麻生田1丁目2番2号

熊本県告示第384号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 菊池市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 菊池都市計画下水道事業菊池公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年3月1日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし。
 - (2) 使用の部分
変更なし。

熊本県告示第385号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により河川管理施設と土地改良施設との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系木部川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
画図第二排水機場
- 3 河川管理施設の位置
 - (1) 熊本市御幸木部町字瀬ノ江2番地先から熊本市御幸木部町字瀬ノ江12番3地先まで
 - (2) 熊本市御幸木部町字久保3633番地先
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
土地改良財産管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の管理については、別途定める管理事項及び操作要領に基づき土地改良財産管理者が行うものとし、改築、大規模な修繕等については河川管理者及び土地改良財産管理者が行うものとする。
 - (2) 兼用工作物に係る災害復旧は、河川管理者、土地改良財産管理者がそれぞれの持分に応じて行うものとする。
- 6 管理の期間
平成24年4月1日から当該施設の存続する日まで

熊本県告示第386号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画下水道事業八代公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年3月2日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし。
 - (2) 使用の部分
昭和49年熊本県告示第168号、昭和51年熊本県告示第49号、昭和53年熊本県告示第242号、昭和54年熊本県告示第230号、昭和56年熊本県告示第461号、昭和60年熊本県告示第207号、昭和63年熊本県告示第746号、平成元年熊本県告示第623号、平成3年熊本県告示第955号、平成6年熊本県告示第780号、平成9年熊本県告示第199号、平成11年熊本県告示第280号、平成15年熊本県告示第813号、平成16年熊本県告示第795号、平成1

7年熊本県告示第369号、平成19年熊本県告示第4号、及び平成20年熊本県告示第24号の事業地に、八代市大字永碓町字塩屋割及び字古閑割並びに大字松崎町字潮吹及び横手割並びに大字高島町字八番割において事業地を変更し、同事業地に、八代市大字沖町字六番割並びに大字高島町字七番割を加える。

熊本県告示第387号

平成17年5月23日熊本県告示第689号（水防警報河川の指定）は、廃止する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第388号

平成18年4月28日熊本県告示第489号（水防警報河川の指定）は、廃止する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第389号

平成19年4月27日熊本県告示第411号（水位情報周知河川及び水防警報河川の指定）は、廃止する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第390号

平成20年5月14日熊本県告示第488号（水位情報周知河川及び水防警報河川の指定）は、廃止する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第391号

平成21年5月19日熊本県告示第488号（水位情報周知河川及び水防警報河川の指定）は、廃止する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第392号

平成22年4月9日熊本県告示第456号（水位情報周知河川及び水防警報河川の指定）は、廃止する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第393号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川名 二級河川坪井川
- 2 (1) 指定区間 左岸：堀川合流点から万石川合流点まで
右岸：堀川合流点から万石川合流点まで
- (2) 指定区間 左岸：万石川合流点から熊本市坪井五丁目11地先まで
右岸：万石川合流点から熊本市壺川一丁目11地先まで
- (3) 指定区間 左岸：熊本市坪井五丁目11地先から井芹川合流点まで
右岸：熊本市壺川一丁目11地先から井芹川合流点まで
- (4) 指定区間 左岸：井芹川合流点から海まで
右岸：井芹川合流点から海まで

熊本県告示第394号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 河川名 | 二級河川井芹川 |
| 2 | (1) 指定区間 | 左岸：西谷川合流点から西浦川合流点まで
右岸：西谷川合流点から西浦川合流点まで |
| | (2) 指定区間 | 左岸：西浦川合流点から麴川合流点まで
右岸：西浦川合流点から麴川合流点まで |
| | (3) 指定区間 | 左岸：麴川合流点から坪井川合流点まで
右岸：麴川合流点から坪井川合流点まで |

熊本県告示第395号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 河川名 | 二級河川除川 |
| 2 | 指定区間 | 左岸：熊本市無田口町字東小新開1733番の3地先の県管理上流端から海まで
右岸：熊本市中島町字村之前1166番の1地先の県管理上流端から海まで |

熊本県告示第396号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 河川名 | 二級河川千間江湖 |
| 2 | 指定区間 | 左岸：熊本市会富町字土井428番地先の農免道路の県管理上流端から六番港樋門前20米まで
右岸：熊本市会富町字土井428番地先の農免道路の県管理上流端から六番港樋門前20米まで |

熊本県告示第397号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 河川名 | 一級河川天明新川 |
| 2 | 指定区間 | 左岸：国道57号（一本榎木橋）から緑川合流点まで
右岸：国道57号（一本榎木橋）から緑川合流点まで |

熊本県告示第398号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 河川名 | 一級河川藻器堀川 |
| 2 | 指定区間 | 左岸：保田窪放水路の分流点から加勢川合流点まで
右岸：保田窪放水路の分流点から加勢川合流点まで |

熊本県告示第399号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 河川名 | 一級河川健軍川 |
| 2 | 指定区間 | 左岸：県道103号線の長嶺南橋から加勢川合流点まで
右岸：県道103号線の長嶺南橋から加勢川合流点まで |

熊本県告示第400号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川砂川
- 2 指定区間 左岸：稲川合流点から海まで
右岸：稲川合流点から海まで

熊本県告示第401号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川大野川
- 2 指定区間 左岸：宇城市松橋町久具字微雨1641番の3地先の緑町橋上流端から明神川合流点まで
右岸：宇城市松橋町久具字市ノ口1542番の3地先の緑町橋上流端から明神川合流点まで

熊本県告示第402号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川浅川
- 2 指定区間 左岸：宇城市松橋町豊福字折敷町219番地先の新浅川橋上流端から大野川合流点まで
右岸：宇城市松橋町豊福字前田628番の3地先の新浅川橋上流端から大野川合流点まで

熊本県告示第403号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川五丁川
- 2 指定区間 左岸：今新地川合流点から海まで
右岸：今新地川合流点から海まで

熊本県告示第404号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 一級河川浜戸川
- 2 指定区間 左岸：宇城市豊野町安見字大坪3033番の1地先の大坪橋上流端から安永川合流点まで
右岸：宇城市豊野町安見字蛭田357番地先の大坪橋上流端から安永川合流点まで

熊本県告示第405号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 一級河川潤川
- 2 指定区間 左岸：立岡池からJR鹿兒島本線潤川橋りょうまで
右岸：立岡池からJR鹿兒島本線潤川橋りょうまで

熊本県告示第406号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川網津川
- 2 指定区間 左岸：歳の神川合流点から海まで
右岸：歳の神川合流点から海まで

熊本県告示第407号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川波多川
- 2 指定区間 左岸：宇城市道浦内島向山支線（津畦橋）から海まで
右岸：宇城市道浦内島向山支線（津畦橋）から海まで

熊本県告示第408号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川関川
- 2 指定区間 左岸：玉名郡南関町大字関東（県道橋萩谷橋）から玉名郡南関町大字今まで
右岸：玉名郡南関町大字関東（県道橋萩谷橋）から玉名郡南関町大字高久野まで

熊本県告示第409号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 一級河川木葉川
- 2 (1) 指定区間 左岸：玉名郡玉東町大字二俣の中谷川合流点から玉名郡玉東町大字山口（JR木葉川橋梁）まで
右岸：玉名郡玉東町大字二俣の中谷川合流点から玉名郡玉東町大字木葉（JR木葉川橋梁）まで
(2) 指定区間 左岸：玉名郡玉東町大字山口（JR木葉川橋梁）から玉名市大字津留字辻まで
右岸：玉名郡玉東町大字木葉（JR木葉川橋梁）から玉名市大字津留字南口まで

熊本県告示第410号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川境川
- 2 (1) 指定区間 左岸：玉名市中宇春日出1238番の1地先の南大門橋上流端から榎島橋まで
右岸：玉名市中宇川原1236番地先の南大門橋上流端から榎島橋まで
(2) 指定区間 左岸：玉名市小浜字本手252番地先の榎島橋から海まで
右岸：玉名市岱明町野口字榎島1441番の1地先の榎島橋から海まで

熊本県告示第411号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 一級河川繁根本川
- 2 指定区間 左岸：玉名市三ツ川字七浦411番の8地先から玉名市玉名字西原2297番の1地先の国管理区間の上流端まで
右岸：玉名市三ツ川字若宮518番の3地先から玉名市富尾字平町164

番の2地先の国管理区間の上流端まで

熊本県告示第412号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川浦川
- 2 指定区間 左岸：増永川合流点から海まで
右岸：増永川合流点から海まで

熊本県告示第413号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川菜切川
- 2 指定区間 左岸：川登川合流点から海まで
右岸：川登川合流点から海まで

熊本県告示第414号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川行末川
- 2 指定区間 左岸：玉名市岱明町大字大野下1734番の1地先の二又橋上流端から海まで
右岸：玉名郡長洲町大字折崎857番地先の二又橋上流端から海まで

熊本県告示第415号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川唐人川（尾田川）
- 2 指定区間 左岸：長葉川合流点から新石塘樋門まで
右岸：長葉川合流点から新石塘樋門まで

熊本県告示第416号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 一級河川和仁川
- 2 指定区間 左岸：和水町野田地先から菊池川合流点まで
右岸：和水町野田地先から菊池川合流点まで

熊本県告示第417号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 一級河川岩野川
- 2 指定区間 左岸：小坂川合流点から山鹿市寺島字宮田1363番地先の池田橋下流端の国管理上流端まで
右岸：小坂川合流点から山鹿市寺島字宮田1363番地先の池田橋下流端の国管理上流端まで

熊本県告示第418号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川名 二級河川堀川
- 2 指定区間 左岸：合志市須屋字畠田の池ノ本1号橋上流端から坪井川合流点まで
右岸：合志市須屋字塔ノ木の池ノ本1号橋上流端から坪井川合流点まで

熊本県告示第419号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川名 一級河川菊池川
- 2 (1) 指定区間 左岸：菊池市赤星字寿毛賀1279番地先から県道日生野隈府線（木庭橋）まで
右岸：菊池市北宮字居屋敷64番地先から県道日生野隈府線（木庭橋）まで
- (2) 指定区間 左岸：県道日生野隈府線（木庭橋）から杉生川合流点まで
右岸：県道日生野隈府線（木庭橋）から杉生川合流点まで

熊本県告示第420号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川名 一級河川合志川
- 2 (1) 指定区間 左岸：米井川合流点から千五百石堰まで
右岸：米井川合流点から千五百石堰まで
- (2) 指定区間 左岸：千五百石堰から市道久米線（高江久米橋）まで
右岸：千五百石堰から市道久米線（高江久米橋）まで

熊本県告示第421号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川名 一級河川河原川
- 2 指定区間 左岸：県道菊池赤水線（河原橋）から菊池川合流点まで
右岸：県道菊池赤水線（河原橋）から菊池川合流点まで

熊本県告示第422号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川名 一級河川黒川
- 2 指定区間 左岸：西岳川合流点から乙姫川合流点まで
右岸：西岳川合流点から乙姫川合流点まで

熊本県告示第423号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川名 一級河川白川
- 2 指定区間 左岸：両併川合流点から渋谷川合流点まで
右岸：両併川合流点から渋谷川合流点まで

熊本県告示第424号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 一級河川筑後川
- 2 指定区間 左岸：はん田滝から阿蘇郡小国町下城字宇津尾3469番の2の2地先まで
右岸：はん田滝から阿蘇郡小国町下城字白石4115番地先まで

熊本県告示第425号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 一級河川木山川
- 2 (1) 指定区間 左岸：布田川合流点から赤井川合流点まで
右岸：布田川合流点から赤井川合流点まで
(2) 指定区間 左岸：赤井川合流点から加勢川合流点まで
右岸：赤井川合流点から加勢川合流点まで

熊本県告示第426号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 一級河川御船川
- 2 指定区間 左岸：八勢川合流点から上益城郡御船町大字辺田見（若宮堰）まで
右岸：八勢川合流点から上益城郡御船町大字辺田見（若宮堰）まで

熊本県告示第427号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 一級河川矢形川
- 2 (1) 指定区間 左岸：上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）まで
右岸：上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）まで
(2) 指定区間 左岸：上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）から木山川合流点まで
右岸：上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）から木山川合流点まで

熊本県告示第428号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 一級河川千滝川
- 2 指定区間 左岸：山都町上寺字野中1657-1から町道千滝染野線（千滝橋）まで
右岸：山都町上寺字園田2033-2から町道千滝染野線（千滝橋）まで

熊本県告示第429号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川氷川
- 2 (1) 指定区間 左岸：八代市泉町柿迫桂原から八代市泉町下岳（氷川ダム）まで
右岸：八代市泉町柿迫桂原から八代市泉町下岳（氷川ダム）まで

- (2) 指定区間 左岸：河俣川合流点から八代郡氷川町宮原（氷川大堰）まで
右岸：河俣川合流点から八代郡氷川町立神（氷川大堰）まで
- (3) 指定区間 左岸：八代郡氷川町宮原（氷川大堰）から海まで
右岸：八代郡氷川町立神（氷川大堰）から海まで

熊本県告示第430号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川河俣川
- 2 (1) 指定区間 左岸：美生川合流点から八代市東陽町南1869番地先の東陽橋まで
右岸：美生川合流点から八代市東陽町南2509番地先の東陽橋まで
- (2) 指定区間 左岸：八代市東陽町南1869番地先の東陽橋から氷川合流点まで
右岸：八代市東陽町南2509番地先の東陽橋から氷川合流点まで

熊本県告示第431号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川大鞘川
- 2 (1) 指定区間 左岸：八代郡氷川町早尾字小柳237番の1地先国道3号の県管理区間上流端から夜狩川合流点まで
右岸：八代郡氷川町早尾字小柳237番の1地先国道3号の県管理区間上流端から夜狩川合流点まで
- (2) 指定区間 左岸：夜狩川合流点から海まで
右岸：夜狩川合流点から海まで

熊本県告示第432号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川八間川
- 2 指定区間 左岸：八代郡氷川町大野字中ノ間890番の2地先の国道3号から八代郡氷川町網道字五七番割867番の4地先の県道八代不知火線まで
右岸：八代郡氷川町高塚字一町田1534番地先の国道3号から八代郡氷川町網道字五七番割854番の10地先の県道八代不知火線まで

熊本県告示第433号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川鏡川
- 2 指定区間 左岸：八代市鏡町下有佐字桑本の県管理上流端から海まで
右岸：八代市鏡町下有佐字桑本の県管理上流端から海まで

熊本県告示第434号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川水無川
- 2 指定区間 左岸：八代市妙見町字寺山2522番の8地先の県道橋（中宮橋）上流端から八代市古閑浜町字産島3758番の6地先の県道橋（産島橋）下流端まで

右岸：八代市妙見町字中宮2520番の1地先の県道橋（中宮橋）上流端から八代市古閑浜町字産島3758番の2地先の県道橋（産島橋）下流端まで

熊本県告示第435号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川二見川
- 2 指定区間 左岸：八代市二見本町字札ノ元1434番の1地先の町道橋上流端から海まで
右岸：八代市赤松町字赤松41番の1地先の町道橋上流端から海まで

熊本県告示第436号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川水俣川
- 2 (1) 指定区間 左岸：久野木川合流点から湯出川合流点まで
右岸：久野木川合流点から湯出川合流点まで
(2) 指定区間 左岸：湯出川合流点から海まで
右岸：湯出川合流点から海まで

熊本県告示第437号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川佐敷川
- 2 指定区間 左岸：宮の浦川合流点から乙千屋川合流点まで
右岸：宮の浦川合流点から乙千屋川合流点まで

熊本県告示第438号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川湯出川
- 2 指定区間 左岸：水俣市湯出字前田2149番の1地先の大窪橋上流端から水俣川合流点まで
右岸：水俣市長野字下川平981番地先の大窪橋上流端から水俣川合流点まで

熊本県告示第439号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川津奈木川
- 2 指定区間 左岸：千代川合流点から海まで
右岸：千代川合流点から海まで

熊本県告示第440号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川田浦川
- 2 指定区間 左岸：葦北郡芦北町大字田浦字鶴田3302番の2地先の田平橋上流端か

右岸：葦北郡芦北町大字田浦字田平1731番の2地先の田平橋上流端から海まで

熊本県告示第441号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川小田浦川
- 2 指定区間 左岸：葦北郡芦北町大字小田浦字野添の無名橋上流端から海まで
右岸：葦北郡芦北町大字小田浦字山口の無名橋上流端から海まで

熊本県告示第442号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川湯の浦川
- 2 指定区間 左岸：葦北郡芦北町大字大川内字村前3070番の2地先の元大川内橋上流端から海まで
右岸：葦北郡芦北町大字大川内字大丸955番の1地先の元大川内橋上流端から海まで

熊本県告示第443号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 一級河川川辺川
- 2 指定区間 左岸：球磨郡相良村大字四浦字藤田5022番地先から県道人吉水上線（柳瀬橋）まで
右岸：球磨郡相良村大字四浦字堂迫4456番の1の1地先から県道人吉水上線（柳瀬橋）まで

熊本県告示第444号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 一級河川湯山川
- 2 指定区間 左岸：大平川合流点から球磨郡水上村大字湯山字下馬場の国道388号桜大橋下流端まで
右岸：大平川合流点から球磨郡水上村大字湯山字下馬場の国道388号桜大橋下流端まで

熊本県告示第445号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 一級河川万江川
- 2 指定区間 左岸：球磨郡山江村道淡島参道線（淡島裏参道橋）から球磨川合流点まで
右岸：球磨郡山江村道淡島参道線（淡島裏参道橋）から球磨川合流点まで

熊本県告示第446号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 一級河川胸川

- 2 指定区間 左岸：人吉市道木地屋西目線（おかくら橋）から球磨川合流点まで
右岸：人吉市道木地屋西目線（おかくら橋）から球磨川合流点まで

熊本県告示第447号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川町山口川
2 指定区間 左岸：天草市本渡町字出来村1937番の1地先から海まで
右岸：天草市本渡町井出4315地先から海まで

熊本県告示第448号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川一町田川
2 指定区間 左岸：天草市河浦町河浦字田重5779番の2地先から海まで
右岸：天草市河浦町河浦字石山5342番の3地先から海まで

熊本県告示第449号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川広瀬川
2 指定区間 左岸：天草市本渡町本泉字野田151番の1地先から海まで
右岸：天草市本渡町本戸馬場字一ノ勢1969番の2地先から海まで

熊本県告示第450号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川大宮地川
2 指定区間 左岸：碓石川合流点から海まで
右岸：碓石川合流点から海まで

熊本県告示第451号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川流合川
2 指定区間 左岸：天草市新和町小宮地地先の県管理区間上流端から海まで
右岸：天草市新和町小宮地地先の県管理区間上流端から海まで

熊本県告示第452号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川内野川
2 指定区間 左岸：山浦川合流点から海まで
右岸：山浦川合流点から海まで

熊本県告示第453号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川今富川
- 2 指定区間 左岸：天草市河浦町今富3081番の1地先の片白橋上流端から海まで
右岸：天草市河浦町今富2932番の1地先の片白橋上流端から海まで

熊本県告示第454号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川下津深江川
- 2 指定区間 左岸：下山川合流点から海まで
右岸：下山川合流点から海まで

熊本県告示第455号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川今泉川
- 2 指定区間 左岸：上天草市松島町今泉1824番の1地先の国道324号（無名橋2号）上流端から海まで
右岸：上天草市松島町今泉582番の1地先の国道324号（無名橋2号）上流端から海まで

熊本県告示第456号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川河内川
- 2 指定区間 左岸：阿草河内川合流点から海まで
右岸：阿草河内川合流点から海まで

熊本県告示第457号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川松原川
- 2 指定区間 左岸：天草郡苓北町坂瀬川2956番の4地先の県道橋（花園橋）上流端から海まで
右岸：天草郡苓北町坂瀬川1050番の1地先の県道橋（花園橋）上流端から海まで

熊本県告示第458号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川上津深江川
- 2 指定区間 左岸：洋平川合流点の県管理上流端から海まで
右岸：洋平川合流点の県管理上流端から海まで

熊本県告示第459号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 二級河川志岐川

- 2 指定区間 左岸：天草郡苓北町志岐1536番の2地先の町道橋から海まで
 右岸：天草郡苓北町志岐2712番の1地先の町道橋から海まで

熊本県告示第460号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により次の河川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び当該河川を管理する熊本土木事務所に備え置き、閲覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 一級河川緑川水系 健軍川
 2 一級河川緑川水系 藻器堀川

熊本県告示第461号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により次の河川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び当該河川を管理する玉名地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 一級河川菊地川水系 和仁川

熊本県告示第462号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
熊本市平成学園 熊本市小島9丁目14番33号	社会福祉法人 熊本市 社会福祉事業団 熊本市花畑町3番1号 宗村 收	平成24 年3月3 1日	4310101599	生活介護
熊本市はなぞの 学苑 熊本市花園7丁目12番15号	社会福祉法人 熊本市 社会福祉事業団 熊本市花畑町3番1号 宗村 收	平成24 年3月3 1日	4310101607	生活介護 就労継続支援B 型

熊本県告示第463号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
悠悠いきいき倶楽部熊本 熊本市下通二丁目7番27号	フランスベッド株式会社	平成24年4月1日

熊本県告示第464号

熊本市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更し、平成24年4月1日から施行することとしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
 第3条第2号中「相模原市」の次に「、熊本市」を加える。
 第6条中「委員九人」を「委員十人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定により平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

熊本県告示第465号

熊本市を西日本宝くじ事務協議会に加えるとともに、西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更し、平成24年4月1日から施行することとしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により次のとおり告示する。
 平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加え、これに伴い西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
 第3条中「及び岡山市」を「、岡山市及び熊本市」に改める。
 第6条中「委員二十一人」を「委員二十二人」に改める。

第17条第2項中「及び岡山県」を「、岡山県及び熊本県」に改め、「岡山市に」の次に「、熊本県にあつては熊本県知事及び熊本市長の協議により定めた割合をもつて熊本県及び熊本市に」を加える。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県告示第466号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
菊池都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
菊池都市計画区域
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第467号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類

菊池都市計画道路	3・4・1号	大琳寺木庭橋線
菊池都市計画道路	3・5・2号	温泉通り線
菊池都市計画道路	3・5・3号	深川北原線
菊池都市計画道路	3・5・4号	北宮袈裟尾線
菊池都市計画道路	3・5・6号	正観寺東原線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
変更なし
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
菊池都市計画公園 5・5・1号 菊池公園
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
変更なし
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第469号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
吉祥苑デイサービスセンター新外 熊本市新外二丁目1番15号	株式会社絆	平成24年4月1日

熊本県告示第470号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
吉祥苑デイサービスセンター新外 熊本市新外二丁目1番15号	株式会社絆	平成24年4月1日

熊本県告示第471号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 宇城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 宇城都市計画下水道事業松橋不知火公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和55年熊本県告示第15号、昭和57年熊本県告示第1020号、平成63年熊本県告示第266号、平成2年熊本県告示第340号、平成8年熊本県告示第270号の6、平成11年熊本県告示第334号、平成15年熊本県告示第110号、平成15年熊本県告示第43号及び平成19年熊本県告示第135号の事業地に、宇城市松橋町曲野字大坪、両仲間字鳥島、字西原、字庄田及び字坂ノ下、西下郷字浜田及び字鳥島並びに豊福字心吉及び字溝ノ内を加え、宇城市松橋町両仲間字狐塚並びに西下郷字栗焼及び字前田地内において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間 昭和55年12月26日から平成31年3月31日まで

熊本県告示第472号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 錦町
 - (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本別府（501-1-001）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 球磨郡錦町一武
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
汗谷川(501-1-002)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡錦町一武
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
尾谷(501-1-003)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡錦町一武
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
上大鶴(501-2-001)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡錦町西
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 多良木町
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
宮ヶ野5(505-1-004)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
赤木1(505-1-005)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (3) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
古城(山洪)(505-1-006)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
球磨郡多良木町久米
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
大野(505-2-001)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (5) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
宮ヶ野6(505-2-002)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (6) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
宮ヶ野4(505-2-003)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (7) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
増谷(505-2-004)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
柳野1 (505-2-005)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
柳野2 (505-2-006)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上柳4 (505-2-007)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上柳2 (505-2-008)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上柳3 (505-2-009)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- イ 上柳4(505-2-010)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - ウ 球磨郡多良木町黒肥地土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - オ 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
- イ 上柳1(505-2-011)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - ウ 球磨郡多良木町黒肥地土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - オ 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
- イ 赤木2(505-2-013)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - ウ 球磨郡多良木町黒肥地土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - オ 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
- イ 柿川2-1(八城迫)(505-2-015-1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - ウ 球磨郡多良木町黒肥地土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - オ 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
- イ 柿川2-2(八城迫)(505-2-015-2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - ウ 球磨郡多良木町黒肥地土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - オ 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
- イ 枝川内1-1(505-2-016-1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - ウ 球磨郡多良木町久米

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
枝川内1-2(505-2-016-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町久米
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
枝川内2(505-2-017)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町久米
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
枝川内3(505-2-018)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町久米
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 水上村
 - (1) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
宮田-1(507-1-001-1)
 - イ 土砂災害警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
 - ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
宮田-2(507-1-001-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (3) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上楠 (507-1-002)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
高瀬1 (幸野3) (507-1-003)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
高瀬2 (幸野4) (507-1-004)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
幸野1 (507-1-005)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
幸野2 (507-1-006)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地

- (8) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 田迎2 (507-1-007)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 球磨郡水上村江代
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
- (9) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 千ヶ平 (507-1-008)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 球磨郡水上村江代
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
- (10) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 江代 (古屋敷) (507-1-010)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 球磨郡水上村江代
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
- (11) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 北目川 (507-1-011)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 球磨郡水上村湯山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
- (12) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号) 平谷川 (北目3) (507-1-012)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地 球磨郡水上村湯山
- ウ 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
- (13) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 北目1 (507-1-013)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 球磨郡水上村湯山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
北目 2（507-1-014）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村湯山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
神場 1（507-1-015）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村湯山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
神場 2（507-1-016）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村湯山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
神場 3（507-1-017）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村湯山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小川内 1（小屋谷）（507-2-001）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
五本松2（507-2-002）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坂下2（油目谷）（507-2-003）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
椎葉（507-2-004）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
荒スゲ谷川（507-2-005）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
穴手尾-1（507-2-006-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村江代
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
穴手尾-2 (507-2-006-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村江代
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
坂下1 (507-2-007)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川内 (小櫓) (507-2-009)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
毛田瀬谷 (507-2-010)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
榛ノ木谷 (507-2-011)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- 五本松 1 (507-2-012)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小川内 3 (507-2-013)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
シャン谷 (507-2-014)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
小川内 4 (507-2-015)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小川内 2 (507-2-016)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
タシヤン (タシヤン谷) (507-2-017)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村岩野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 岩野(才ノ平)(507-2-018)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡水上村岩野
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 岩野(幸野5)(507-2-019)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡水上村岩野
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 田迎谷川(507-2-020)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡水上村江代
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 田迎谷(507-2-021)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡水上村江代
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 田迎1(507-2-022)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡水上村江代
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 尾迎 (507-2-023)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡水上村江代
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 片地 (507-2-024)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡水上村江代
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 広瀬 (507-2-025)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡水上村江代
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 柳原 (507-2-026)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡水上村江代
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 千ヶ平1 (507-2-027)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡水上村江代
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
平畑2（507-2-028）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村江代
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
平畑1（507-2-029）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村江代
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小白水（507-2-030）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村江代
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
鶴（507-2-031）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村江代
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
戸屋野（507-2-032）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村江代
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬場（507-2-033）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 球磨郡水上村湯山
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
北目 (竿ノ迫) (507-2-034)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村湯山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
北目 (綱尾) (507-2-035)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村湯山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小春浦川 (小春裏川) (507-2-036)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村湯山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小春表谷 (507-2-037)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村湯山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
船石谷 (舟石谷) (507-2-039)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村湯山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
栗畑 (湯ノ野) (507-2-040)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村湯山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
水洗川 (507-2-041)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡水上村湯山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 4 7 3 号

平成 21 年 4 月 7 日熊本県告示第 3 4 0 号 (騒音に係る環境基準の地域の類型を定める地域の指定) の一部を次のように改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表を次のように改める。

町村の区域	地域の類型		
	A	B	C
全ての町村	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域

備考

- 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 無人島及び都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区は、騒音に係る環境基準の地域の類型を定める地域から除く。

熊本県告示第474号

平成21年4月7日熊本県告示第341号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 中「市町村」を「町村」に改め、「山鹿市、熊本市、八代市、天草市及び」を削る。
2 の表を次のように改める。

2 特定工場等において発生する騒音について、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間(午前8時から午後7時まで)	朝(午前6時から午前8時まで) 夕(午後7時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)
第一種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第二種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第三種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第四種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 この表において、第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域は、別表の区域の欄に掲げる区域をいう。

別表を次のように改める。

別表

町村の区域	規制区域			
	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
全ての町村	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域及び工業専用地域

備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 無人島及び都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区は、規制地域から除く。
- この告示の施行により、又は用途地域が新たに定まったことにより、若しくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る。）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制区域の変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。

熊本県告示第475号

平成21年4月7日熊本県告示第343号（騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

「熊本市、八代市、山鹿市、天草市及び」を削る。

熊本県告示第476号

平成21年4月7日熊本県告示第345号（振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 中「市町村」を「町村」に改め、「山鹿市、熊本市、八代市、天草市及び」を削る。
2 の表を次のように改める。

2 特定工場等において発生する振動について、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間(午前8時から午後7時まで)	夜間(午後7時から翌日の午前8時まで)
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

備考 この表において、第一種区域、第二種区域は、別表の区域の欄に掲げる区域をいう。

別表を次のように改める。

別表

町村の区域	規制区域	
	第一種区域	第二種区域
全ての町村	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域

備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 無人島及び都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区は、規制区域から除く。
- この告示の施行により、又は用途地域が新たに定まったことにより、若しくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る。）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制区域の変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。

熊本県告示第477号

平成21年4月7日熊本県告示第346号（振動規制法に基づく特定建設作業に伴って

発生する振動について規制する区域の区分)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表を次のように改める。

町村の区域	規制区域	
	付表第一号に掲げる区域	付表第二号に掲げる区域
全ての町村	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域及び工業専用地域

備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。

熊本県告示第478号

平成22年4月9日熊本県告示第421号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 規制地域中「市町村」を「町村」に改め、「山鹿市、熊本市、八代市、天草市及び」を削る。

別表を次のように改める。

別表

町村	大気中の許容濃度	
	A地域	B地域
山都町	全域（B地域の区域を除く。）	農用地区域（山都町伊勢、今、大野、大見口、柏、上差尾、神ノ前、塩出迫、塩原、下山、白石、菅尾、高辻、高畑、滝上、橘、玉目、長崎、長谷、二瀬本、八木、花上、東竹原、二津留、方ヶ野、馬見原、柳井原、柳及び米迫の区域を除く。）
大津町、菊陽町、小国町、あさぎり町及び球磨村	全域（B地域の区域を除く。）	農用地区域
山都町、大津町、菊陽町、小国町、あさぎり町及び球磨村以外の町村	全域	

備考 「農用地区域」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の区域をいう。

熊本県告示第479号

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款を次のように定める。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款（平成23年熊本県告示第349号の17）
の一部を次のように改正する。
第33条第1項第4号中「第96条の3」を「第96条の6」に改める。

附 則

この約款は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田竜田線	菊池郡大津町大字瀬田字宮の前 16番1地先から 同町大字大林字前田 7番1地先まで	前	5.2 ～ 21.6	557.9	旧道移管
				13.0 ～ 34.0		
			後	13.0 ～ 34.0	590.9	
				13.0 ～ 34.0		

2 区域を変更する期日 平成24年3月31日

熊本県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	矢護川大津線	菊池郡大津町大字大津字上鶴 1487番6地先から 同町大字大津字鍛冶ノ上 1285番1地先まで	前	7.0 ～ 22.0	1210.5	旧道移管
				17.0 ～ 45.0		
			後	17.0 ～ 45.0	1001.0	
				17.0 ～ 45.0		

2 区域を変更する期日 平成24年3月31日

熊本県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	山鹿植木線	熊本市植木町平原字下原 500番1地先から 同市植木町鈴麦字下ノ田 17番地先まで	前	8.7 ～ 32.5	49.9	単橋改 (仮設 道路の 撤去)
			後	8.7 ～ 11.3		

2 区域を変更する期日 平成24年3月30日

熊本県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字坂の上 312番1地先から 同所 312番1地先まで	前	13.3 ～ 22.5	45.4	一括交 安（改 築に伴 う拡幅）
			後	13.6 ～ 23.1		
主要地方道	八代鏡宇土線	宇城市松橋町豊崎字石原 1523番1地先から 同所 1547番1地先まで	前	12.8 ～ 13.5	245.0	道路法 第24 条工事
			後	12.8 ～ 29.3		
一般県道	一勝地神瀬線	球磨郡球磨村大字一勝地丁字下村 1141番1地先から 同所 1150番1地先まで	前	4.4 ～ 10.5	176.0	仮設道 路の設 置
			後	4.4 ～ 19.6		

2 区域を変更する期日 平成24年3月30日

熊本県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木河内港線	熊本市太郎迫町 766番1地先から 同所 542番1地先まで	前	9.2 ～ 17.0	597.7	土地改良事業による 県道付け替え
				12.8 ～ 20.1		
	後		12.8 ～ 20.1	549.8		
			9.8 ～ 12.8		113.8	
戸島熊本線	熊本市戸島西五丁目 3153番6地先から 同所 3190番8地先まで	前	9.8 ～ 12.8	113.8		道路法第24条工事 (右折レーンの設置)
			後		9.8 ～ 16.9	

2 区域を変更する期日 平成24年3月30日

熊本県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	黒木鹿北線	山鹿市鹿北町岩野字柚の木谷 2283番19地先から 同所 2274番3地先まで	前	9.2 ～ 56.0	947.7	旧道移管
				4.2 ～ 56.0		
	山鹿植木線		前	13.2 ～ 43.8	1193.0	
				4.5 ～ 20.7		
			後	11.2 ～ 43.8	165.0	
				13.2 ～ 43.8		

		85番地先まで	後		
		山鹿市鹿央町霜野字小路 92番地先から 同所		11.2 ～ 43.8	165.0
		101番1地先まで			
一般県道	岩野黒木線	山鹿市鹿北町岩野字竹の谷 2419番8地先から 同所	前	19.4 ～ 56.2	122.0
				5.4 ～ 17.7	107.0
		2441番207地先まで	後	19.4 ～ 56.2	122.0
	津留鹿本線	山鹿市小坂字白坂 1614番地先から 同所	前	3.8 ～ 19.3	731.6
				13.0 ～ 50.0	304.8
		1739番3地先まで	後	13.0 ～ 50.0	304.8

2 区域を変更する期日 平成24年3月30日

熊本県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	天草市天草町下田北字壺本松 2165番1地先から 同市天草町下田南字新田 3946番4地先まで	前	12.0 ～ 48.8	1084.8	旧道移管
				6.8 ～ 54.3	1173.4	
			後	12.0 ～ 48.8	1084.8	
				8.3 ～ 30.2	295.4	
	266号	天草市倉岳町宮田字坂田 2767番1地先から 同市倉岳町宮田字中形 3690番地先まで	前	12.2 ～ 13.6	183.8	
				4.8 ～ 28.2	304.8	

			後	12.2 ～ 13.6	183.8	
--	--	--	---	-------------------	-------	--

2 区域を変更する期日 平成24年3月30日

熊本県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	菊池郡大津町大字杉水字中谷 3698番1地先から 同所 3694番4地先まで	80.0	道路法 第24 条工事

2 供用を開始する期日 平成24年3月31日

熊本県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字豊内 2382番1地先から 同所 2366番1地先まで	106.5	一括道路（改築に伴う拡幅）
		上益城郡甲佐町大字豊内 2112番2地先から 同所 1991番地先まで	280.0	

2 供用を開始する期日 平成24年3月30日

熊本県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	岩野黒木線	山鹿市鹿北町岩野字竹の谷 2441番43地先から 同所 2455番3地先まで	206.9	単道改築（改築に伴う拡幅）
	日生野隈府	菊池市木庭字松原	67.5	

	線	1681番1地先から 同所		
	久連子落合 線	1681番1地先まで 球磨郡五木村甲字椎葉 6378番1地先から 同村甲字小野 6371番2地先まで	130.0	単橋改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成24年3月30日

熊本県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	四方寄熊本 線	熊本市二の丸 4番1地先から 熊本市二の丸 4番1地先まで	180.0	単防災 (自) (法面 保護)

2 供用を開始する期日 平成24年3月30日

熊本県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	植木インター ー菊池線	熊本市植木町伊知坊字牛町 311番5地先から 同市植木町米塚字二夕塚 152番1地先まで	234.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成24年3月30日

熊本県告示第492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町葉木字葉木 47番1地先から 同所 47番1地先まで	190.0	活力基 盤改築 (現道 拡幅、 法面保

				護)
--	--	--	--	----

2 供用を開始する期日 平成24年3月30日

熊本県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	265号	阿蘇郡高森町大字上色見字下慶恩 2818番4地先から 同所 2827番1地先まで	107.9	道路法 第24 条工事
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市菊鹿町池永字村前 147番1地先から 同市菊鹿町池永字井川尻 582番1地先まで	310.0	活力基 盤交安 (改築 に伴う 拡幅)
一般県道	植木河内港 線	熊本市太郎迫町 766番1地先から 同所 542番1地先まで	549.8	土地改 良事業 による 県道付 け替え
	内牧坂梨線	阿蘇市一の宮町三野字城山 262番1地先から 同所 262番1地先	7.6	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成24年3月30日

熊本県告示第494号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・3・10号子飼新大江線
- 3 事業施行期間 平成17年11月16日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市西子飼町、東子飼町、子飼本町地内において事業地の一部を変更する。
使用の部分 変更なし

熊本県告示第495号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系加勢川
- 2 河川管理施設の名称又は種類及び河川管理施設の位置

河川管理施設の 名称又は種類	河川管理施設の位置
加勢川右岸堤防	熊本市画図町大字下無田336番地先から 熊本市画図東2丁目512番2地先まで
加勢川右岸堤防	熊本市画図東1丁目526番地先から 熊本市下江津5丁目138番1地先まで

- 3 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 4 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 5 管理の期間
平成24年3月15日から道路の存続する日まで

熊本県告示第496号

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程
熊本県防災行政無線管理規程（昭和53年熊本県告示第1038号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表の位置の欄中「熊本市手取本町1番1号」を「熊本市中央区手取本町1番1号」に、「熊本市大江三丁目1番3号」を「熊本市中央区大江三丁目1番3号」に、「熊本市長嶺南二丁目1番1号」を「熊本市東区長嶺南二丁目1番1号」に改める。

別表第2の2中継所の表の設置場所の欄中「熊本県熊本市河内町大字大多尾1693番地三の岳中継所」を「熊本県熊本市西区河内町大字大多尾1693番地三の岳中継所」に改める。

別表第2の4端末局（1）県出先機関の表の常設場所の欄中「熊本市清水町打越101番地1号坪井川遊水地管理所」を「熊本市北区清水町打越101番地1号坪井川遊水地管理所」に改め、同表管理責任者の欄中「熊本土木事務所工務第二課長」を「熊本土木事務所工務管理課長」に改める。

別表第2の5移動局の表の管理責任者の欄中「熊本土木事務所総務出納課長」を「熊本土木事務所総務課長」に改める。

別表第2の6水防テレメータ局（1）水防の表の設置場所の欄中「熊本市明德町129番1号熊本県警察本部交通部交通機動隊」を「熊本市北区明德町129番1号熊本市西本区警察本部交通部交通機動隊」に、「熊本市二本木一丁目52番28号」を「熊本市錦ヶ丘2本木一丁目52番28号」に、「熊本市錦ヶ丘公園」を「熊本市錦ヶ丘公園」に、「熊本市水前寺公園747-1」を「熊本市水前寺公園747-1」に、「熊本市坪井五丁目16番地坪井川左岸」を「熊本市中央区坪井五丁目16番地坪井川左岸」に、「熊本市硯川町井芹川左岸庄屋口橋地先」を「熊本市北区硯川町井芹川左岸庄屋口橋地先」に、「熊本市四方寄町80番地先」を「熊本市北区四方寄町80番地先」に、「熊本市八景水谷一丁目879番1号地先」を「熊本市北区八景水谷一丁目879番1号地先」に、「熊本市城山花園七丁目12番1号地先」を「熊本市西区城山花園七丁目12番1号地先」に、「熊本市沖新町3330番地先」を「熊本市西区沖新町3330番地先」に、「熊本市白石町1495番地地先」を「熊本市南区白石町1495番地地先」に、「熊本市池上町池上第3排水機場内」を「熊本市西区池上町池上第3排水機場内」に、「熊本市南高江町4番1号地先」を「熊本市南区南高江町4番1号地先」に、「熊本市城南町敷田 浜戸川右岸」を「熊本市南区城南町敷田 浜戸川右岸」に、「熊本市新港1番1号」を「熊本市西区新港1番1号」に、「熊本市城山大塘1636番地地先」を「熊本市西区城山大塘1636番地地先」に、「熊本市硯川町井芹川竜宮橋上」を「熊本市北区硯川町井芹川竜宮橋上」に、「熊本市池上町井芹川水管橋上」を「熊本市西区池上町井芹川水管橋上」に改める。

別表第2の6水防テレメータ局（2）砂防の表の設置場所の欄中「熊本市松尾町平山字宮ノ前104番2」を「熊本市西区松尾町平山字宮ノ前104番2」に、「熊本市富合町木原2748番地」を「熊本市南区富合町木原2748番地」に、「熊本市城南町敷田浜戸川右岸」を「熊本市南区城南町敷田浜戸川右岸」に、「熊本市植木町大字内字平田437-2」を「熊本市北区植木町大字内字平田437-2」に改める。

別表第2の6水防テレメータ局（3）港湾の表の設置場所の欄中「熊本市河内町船津2709-132」を「熊本市西区河内町船津2709-132」に改める。

709-132」を「熊本市西区河内町船津2709-132」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県告示第497号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

収納代理金融機関の名称及び位置の表1中「住友信託銀行熊本支店」を「三井住友信託銀行熊本支店」に、「中央三井信託銀行熊本中央支店」を「三井住友信託銀行熊本中央支店」に改める。

熊本県告示第498号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和60年熊本県告示第271号の11）の一部を次のように改正する。

別表第1 肥後銀行本店の項中「中央三井信託銀行熊本中央支店」及び「住友信託銀行熊本支店」を削る。

別表第2 肥後銀行本店の部に次のように加える。

三井住友信託銀行熊本支店 三井住友信託銀行熊本支店
三井住友信託銀行熊本中央支店 三井住友信託銀行熊本中央支店

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	四方寄熊本線	熊本市高平一丁目 32番17地先から 同所 32番2地先まで	前	14.8 ～ 15.6	15.1	
			後	14.8 ～ 30.6	15.1	

2 区域を変更する期日 平成24年3月30日

熊本県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町坂本字下ヶ鶴 3617番1地先から	92.8	単橋改 (仮設)

	同所 3433番1地先まで	道路の 設置)
--	------------------	------------

2 供用を開始する期日 平成24年3月30日

熊本県告示第501号

熊本県営住宅条例（昭和35年熊本県条例第11号）第2条の2第3項の規定により、平成24年4月1日から供用開始する県営改良住宅の名称、位置等について、次のとおり告示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	県営改良山の上団地
位 置	熊本市大江二丁目2番20
建物の構造	高層耐火構造

専用床面積	52.0平方メートル
-------	------------

家 賃			
	入居者の収入	収入超過者以外の家賃	収入超過者の家賃
104,000円以下の場合		26,100円	
104,000円を超え			
114,000円以下の場合		30,200円	
114,000円を超え			
123,000円以下の場合		30,200円	30,200円
123,000円を超え			
139,000円以下の場合		34,500円	34,500円
139,000円を超え			
158,000円以下の場合		38,900円	38,900円
158,000円を超え			
186,000円以下の場合		44,300円	44,500円
186,000円を超え			
214,000円以下の場合		44,300円	51,300円
214,000円を超え			
259,000円以下の場合		44,300円	60,100円
259,000円を超える場合		44,300円	66,700円
戸 数	65戸		
間取り	2DK		
部屋番号	101号～103号、201号～207号、301号～307号、 401号～407号、501号～507号、601号～607号、 701号～707号、801号～807号、901号～907号、 1001号～1006号		

専用床面積	72.0平方メートル
-------	------------

家 賃			
	入居者の収入	収入超過者以外の家賃	収入超過者の家賃
104,000円以下の場合		36,200円	
104,000円を超え			
114,000円以下の場合		41,800円	
114,000円を超え			
123,000円以下の場合		41,800円	41,800円
123,000円を超え			
139,000円以下の場合		47,800円	47,800円
139,000円を超え			

158,000円以下の場合	53,900円	53,900円
158,000円を超え		
186,000円以下の場合	59,000円	61,600円
186,000円を超え		
214,000円以下の場合	59,000円	71,100円
214,000円を超え		
259,000円以下の場合	59,000円	83,200円
259,000円を超える場合	59,000円	89,300円
戸数	19戸	
間取り	3LDK	
部屋番号	104号、105号、208号、209号、308号、309号、 408号、409号、508号、509号、608号、609号、 708号、709号、808号、809号、908号、909号、 1007号	

備考

- (1) 入居者の収入とは、公営住宅法施行令（昭和26年政令240号）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (2) 収入超過者とは、県営改良住宅に引き続き3年以上入居している場合において収入が114,000円（公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第424号）による改正前の公営住宅法施行令第6条第4項各号のいずれかに該当する場合は、139,000円）を超える者をいう。

熊本県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡線	八代市鏡町塩浜字式式番割 343番8地先から 同所 333番2地先まで	前	10.0 ～ 14.5	180.0	歩道整備
			後	10.2 ～ 18.1		

2 区域を変更する期日 平成24年3月30日

熊本県告示第503号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

検査日	種畜証明書番号 (平23熊本県臨)	名号	品種	検査成績	飼養者	検査場所
平成24年 3月9日	第22号	菊光波	褐毛和種	1級	熊本県農業 研究センタ ー	合志市 栄
	第23号	五月	褐毛和種	1級		
	第24号	藤丸	褐毛和種	1級		
	第25号	光重球磨五	褐毛和種	1級		

熊本県告示第504号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳交付のために診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
呼吸器内科	後藤 英介	平成24年3月16日	山鹿市民医療センター 山鹿市山鹿511
内 科	安倍 弘彦	平成24年3月16日	熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室955
外 科	堀野 敬	平成19年4月1日	公立玉名中央病院 玉名市中1950

熊本県告示第505号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関を指定したので、同法第69条の規定により告示する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
こじか薬局	山鹿市方保田3646-4	調 剤	平成24年4月1日

熊本県告示第506号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画墓園事業3号桃尾墓園
- 3 事業施行期間 平成14年6月18日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地 熊本市戸島町中桃尾他

熊本県告示第507号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
玉名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
玉名都市計画区域
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第508号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
玉名都市計画道路 3・4・2号 築地大倉線
玉名都市計画道路 3・4・3号 玉名駅立願寺線

- 玉名都市計画道路 3・5・8号 玉名駅平嶋線
- 玉名都市計画道路 3・4・13号 高瀬大橋中線
- 玉名都市計画道路 3・3・16号 岱明玉名線
- 玉名都市計画道路 3・4・20号 下河原尾崎線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
変更なし
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第509号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
玉名都市計画公園 5・5・1号 蛇ヶ谷公園
玉名都市計画公園 6・5・1号 桃田運動公園
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
変更なし
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第510号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
長洲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
長洲都市計画区域
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第511号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
玉名都市計画及び長洲都市計画下水道 岱明公共下水道
玉名都市計画及び長洲都市計画下水道 長洲公共下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
(1) 玉名都市計画及び長洲都市計画下水道 岱明公共下水道
玉名市岱明町下前原字柴尾、字久保、字西及び字中の全域、玉名市岱明町下前原字石町、字山後、字東原、字正林、字中ノ尾、字西原、字東、字寺ノ前、字池田及び字前田の各一部、玉名市岱明町野口字北尾崎、字大原、字上河原、字木船及び字北原の各一部
(2) 玉名都市計画及び長洲都市計画下水道 長洲公共下水道
変更なし
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第5項の規定に基づき、熊本県と熊本市の境界に橋りょう部又は土工部の管理について、次のとおり平成24年3月27日熊本市長と次のとおり協定を締結したので告示する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定書

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び同法第54条第1項の規定に基づき、行政区域の境界に係る道路の管理について、熊本県（以下「甲」という。）と熊本市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定の対象となる道路（以下「協定道路」という。）は、別表1及び別表2に掲げるものとし、その管理は、これらの表の管理者の欄に掲げる者（以下「管理者」という。）が行うものとする。

2 この協定において「橋りょう部」とは、橋全体及び橋保全のため設けられた附属施設をい、「土工部」とは、道路本体及び道路保全のため設けられた附属施設をいう。

3 この協定において「管理」とは、橋りょう部又は土工部の維持、修繕及び災害復旧とする。

（予算措置等の協議等）

第2条 費用が1件当たり100万円以上の維持及び修繕を翌年度に行おうとする場合は、毎年6月1日までにその概要及び費用の概算額を明示して、甲乙協議を行い、その実施について決定するものとする。

2 費用が1件当たり100万円以上の災害復旧を行う場合は、その都度、甲乙協議を行い、その実施について決定するものとする。

（費用の負担）

第3条 別表1に掲げる協定道路に係る甲乙の費用負担の割合は、2分の1とする。

2 別表2に掲げる協定道路に係る甲乙の費用負担の割合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

3 管理に要する費用で、前2項の規定により負担する費用以外のものは、管理者の負担とする。

（費用の支払）

第4条 甲又は乙は、前条の規定により負担する費用を管理者の請求に基づき支払うものとする。この場合においては、適正な請求があった日から30日以内に支払うものとする。

（収入の帰属）

第5条 次の各号に掲げる収入については、第3条の規定による費用負担の割合に応じ、甲と乙にそれぞれ帰属するものとする。

(1) 費用が1件当たり100万円以上の維持、修繕及び災害復旧の契約に係る履行遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(2) 費用が1件当たり100万円以上の修繕及び災害復旧に係る国庫補助金及び国庫負担金

(3) 費用が1件当たり100万円以上の維持、修繕及び災害復旧に係る寄付金

2 前項以外の収入については、管理者の収入とする。

3 甲又は乙は、前項各号に掲げる収入があった場合は、乙又は甲に通知するものとする。

（改築等の協議）

第6条 翌年度における改築等は、その都度協議するものとする。

（雑則）

第7条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

別表1（橋りょう部）

路線名	区間	管理者
国道266号	著町橋	熊本県
国道266号	中之瀬橋	熊本県
主要地方道熊本菊鹿線	堀川橋	熊本県
主要地方道宇土甲佐線	中野橋	熊本県
一般県道熊本山鹿自転車道線	宮原2号橋	熊本県
一般県道辛川鹿本線	みらい大橋	熊本県
一般県道画図秋津線	大六橋	熊本県
一般県道川尻宇土線	潤川橋	熊本県
一般県道川尻宇土線	中野橋	熊本県
一般県道川尻宇土線	富合町南田尻BOXカルバート	熊本県
一般県道川尻宇土線	三十丁橋	熊本県
国道501号	境川橋	熊本市
国道501号	平木橋	熊本市
主要地方道熊本玉名線	境谷川橋	熊本市

一般県道住吉熊本線	弓削立体橋	熊本市
一般県道田迎木原線	下仲間橋	熊本市
一般県道田迎木原線	犬渕大橋	熊本市
一般県道田迎木原線	釈迦堂橋	熊本市

別表2 (土工部)

路線名	区間	管理者
国道443号	熊本市小山町2031-1地先から 熊本市戸島町1177-5地先まで	熊本県
主要地方道大津植木線	合志市野々島字鶴中1735-1地先から 合志市野々島字合志塚2024-4地先まで	熊本県
主要地方道熊本菊鹿線	熊本市飛田四丁目198-2地先から 熊本市鶴羽田一丁目595-1地先まで	熊本県
一般県道画図秋津線	熊本市秋津町秋津字鳥飼515地先から 熊本市秋津町秋田3166-2地先まで	熊本県
一般県道川尻宇土線	熊本市富合町田尻字八反田584-8地先から 熊本市富合町南田尻字潮入954-3地先まで	熊本県
主要地方道熊本大津線	合志市須屋字窪259-10地先から 熊本市清水新地七丁目933-6地先まで	熊本市
主要地方道熊本菊鹿線	熊本市飛田四丁目66-2地先から 熊本市飛田四丁目145-10地先まで	熊本市
一般県道小池竜田線	上益城郡益城町大字広崎字山下1644-2地先から 熊本市小峯二丁目2612-133地先まで	熊本市
一般県道田迎木原線	熊本市御幸木部町無田2426-3地先から 熊本市富合町釈迦堂字上廻渕707地先まで	熊本市

熊本県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により堤防と道路との兼用
 工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第6項の規定により告示する。
 その関係図書は、熊本県土木部道路都市局道路保全課及び熊本県熊本土木事務所に備え
 置いて縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 道路の種類及び路線名
一般県道熊本空港線及び一般県道神水川尻線
- 道路の位置

道路の種類及び路線名	道路の位置
一般県道熊本空港線	熊本市画図町大字下無田336番地先から 熊本市画図東二丁目512番2地先まで
一般県道神水川尻線	熊本市画図東一丁目526番地先から 熊本市下江津五丁目138番1地先まで

- 他の工作物の管理者の氏名及び住所
河川管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫
熊本市水前寺6丁目18番1号
- 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
 (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）以外の部分の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルをこえる部分についての維持
 (3) 原則として道路専用施設以外の部分に係る災害復旧
- 管理の期間
平成24年3月15日から道路の存続する日まで

熊本県告示第514号

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項
熊本県訓練手当支給要項（昭和62年熊本県告示第277号の2）の一部を次のように改正する。
第5条第2項中「応じて」の次に「40日分を限度として」を加え、同条第3項ただし書を削る。

附 則

- この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- この要項の施行の際現に要項第11条第2項の規定により認定を受けている者に対する当該認定に係る受講手当の支給については、改正後の要項第5条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県告示第515号

熊本県阿蘇みんなの森条例（昭和61年熊本県条例第17号）第7条第1項の規定により熊本県阿蘇みんなの森の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条の規定により次のとおり告示する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県阿蘇みんなの森	阿蘇市内牧267番地7	株式会社ASOワークネット 代表取締役社長 佐藤 義興	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

熊本県告示第516号

熊本県土地利用基本計画（昭和50年熊本県告示第537号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により次のとおり公表する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 熊本県土地利用基本計画図の変更地域別の概要

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
和水森林地域	和水町	3ヘクタールの縮小	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため
大津森林地域	大津町	5ヘクタールの縮小	同上
錦森林地域	錦町	2ヘクタールの縮小	同上

- 変更に係る熊本県土地利用基本計画図の閲覧場所
熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課（県庁行政棟本館6階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

公 告

熊本県公告第172号

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第9条第1項の規定により生産出荷近代化計画を変更したので、同条第2項において準用する第8条第6項の規定によりその変更の概要を次のとおり公表する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 野菜指定産地名 八代
- 区域 八代市、八代郡氷川町
 - 指定野菜の種別 冬キャベツ

- (3) 生産出荷近代化計画の変更年月日 平成24年3月19日
- (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
 通いコンテナの利用拡大による省力化、優良品種選定、土壌改良による土壌病害防除等により、生産及び出荷の安定を図る。
- (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
 平成28年度を目標年度とする計画は、次のとおりとする。
 作付面積 480ヘクタール
 生産数量 19,502トン
 出荷数量 16,800トン

熊本県公告第173号

阿蘇市に事務所を置く一の宮町土地改良区理事長宮崎昌文から平成24年3月8日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年3月19日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
 平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第174号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
 平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1426号	液状複合肥料	ジュシーエース	りん酸全量 : 6.0 加里全量 : 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	熊本県果実農業協同組合連合会 熊本市小山町1846番地	平成27年3月24日

熊本県公告第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、菊池都市計画区域を次のとおり変更する。
 平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画区域の名称 菊池都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域
 菊池市隈府、亘、片角、袈裟尾、玉祥寺、大琳寺、北宮、深川、村田、長田、西寺、野間口、今、赤星、木柑子、広瀬、出田、吉富、泗水町の全域
 菊池市藤田字木戸林、字前田、字岩下、字上原、字仙山、字岩下屋敷、字東屋敷、字前畑、字峯ノ上、字猫坂の全域
 菊池市木庭字島田、字古城、字尾首、字長迫、字前田、字松原、字中尾、字後迫、字平原、字上原、字道坂、字山下、字柳迫の全域
 菊池市豊間字前田、字迫屋敷、字井尻丸、字高德寺、字真門、字野田、字蒔田、字北浦、字本迫、字東屋敷、字堂ノ後、字小島、字園、字宮ノ前、字下赤迫の全域
 菊池市西迫間字前田、字日向、字下鶴、字下原、字榎原、字小坂原の全域
 菊池市大平字鳥越、字下鶴、字鶴、字小柿、字南鶴、字立岩、字東鶴、字走落、字寺面、字西鶴、字瀬打田、字聖迫、字長田、字原ノ上の全域
 菊池市森北字芥神、字石道平、字西森北、字森北、字上古閑、字迫畑、字山ノ下、字萩ノ迫の全域
 菊池市旭志伊坂字三本木、字西原、字南大笹の全域
 菊池市旭志伊坂字西一丁田のうち53番地1、53番地2、53番地3、53番地4、54番地、55番地1、55番地6、56番地1、57番地1、58番地1、59番地1、60番地1、61番地1、61番地2、61番地4、62番地1、62番地2、63番地1、63番地2、64番地1、66番地1、66番地2、66番地3、67番地1、67番地2、68番地、69番地、70番地、71番地1、71番地2、71番地3、72番地、73番地1、73番地2、73番地3、74番地1、74番地2、74番地3、75番地1、75番地2、75番地3、75番地4、75番地5、75番地6、75番地7、75番地8、76番地1、76番地2、76番地3、76番地4、76番地5、76番地6、77番地1、78番地1、78番地2、78番地3、78番地4、79番地1、79番地2、79番地3、79番地4、

80番地1、80番地2、81番地1、81番地2、81番地3、82番地1、82番地2、82番地3、83番地、84番地、85番地1、85番地2、86番地、87番地の区域

菊池市旭志伊坂字西大笹のうち713番地1、715番地1、715番地2、716番地1、716番地2、716番地3、716番地4、716番地5、716番地6、717番地1、717番地6、717番地8、718番地、719番地、719番地2、720番地1、720番地2、721番地2、721番地3、722番地1、722番地2、724番地4、724番地5、724番地7、724番地8、725番地4、725番地5、725番地7、725番地8、726番地4、726番地5、726番地7、727番地1、727番地2、727番地4、728番地、731番地1、732番地、735番地、737番地、738番地1、738番地3、739番地1、739番地3、739番地5、740番地1、740番地2、743番地1、743番地2、743番地3、744番地1、744番地2、745番地1、745番地2、745番地3、746番地1、746番地2、747番地1、747番地2、748番地1、749番地1、750番地1、751番地、752番地、753番地、754番地、755番地、756番地、757番地、759番地、760番地、761番地、762番地2、763番地、765番地、766番地、767番地、768番地、769番地、770番地、771番地1、771番地6、772番地1、772番地2、773番地1、774番地、776番地1、782番地、783番地、784番地、785番地、786番地3、787番地、788番地1、788番地2、789番地、790番地、792番地、793番地、794番地、795番地、796番地1、796番地3、796番地4、797番地1、797番地4、798番地1、799番地1、799番地2、799番地6、800番地2、800番地4、800番地5、800番地7、801番地1、802番地1、803番地1の区域

菊池市旭志伊坂字東大笹のうち652番地、653番地1、654番地1、654番地2、655番地、656番地1、656番地2、656番地3、657番地1、657番地2、657番地3、663番地1、663番地2、663番地3、663番地5、663番地6の区域

菊池市旭志伊坂字山ノ上のうち507番地、508番地、509番地、517番地、521番地1、521番地2、524番地1、526番地、527番地、528番地、529番地、530番地、531番地、532番地1、537番地、538番地、539番地、540番地、541番地、543番地、544番地、545番地、546番地、553番地2、554番地1、555番地、556番地1の区域

菊池市旭志川辺字一ノ柏木、字二ノ柏木、字下蛙石、字一ノ東沖、字二ノ東沖、字三ノ東沖、字四ノ東沖、字五ノ東沖、字一ノ西沖、字二ノ西沖、字三ノ西沖、字四ノ西沖、字五ノ西沖、字六ノ西沖、字七ノ西沖、字八ノ西沖、字一ノ赤迫、字二ノ赤迫、字三ノ赤迫の全域

菊池市旭志川辺字上西原のうち1932番地2、1932番地3、1935番地1、1935番地2、1935番地5、1938番地1、1938番地2、1939番地、1940番地、1941番地、1942番地の区域

菊池市旭志川辺字三ノ柏木のうち1856番地、1857番地1、1857番地2、1857番地4、1858番地、1859番地、1860番地1、1861番地2、1861番地4、1862番地2、1862番地4、1863番地2、1864番地1、1865番地2、1866番地1、1866番地2、1867番地7、1867番地8、1868番地5、1868番地6、1869番地1、1871番地、1872番地、1873番地、1875番地、1875番地2、1876番地、1877番地、1878番地、1879番地1、1879番地2、1880番地1、1880番地2、1881番地2、1882番地1、1882番地2、1883番地2、1886番地1、1886番地3、1886番地4、1886番地5、1887番地3、1888番地1、1888番地10、1888番地3、1888番地7の区域

菊池市旭志川辺字上蛙石のうち871番地、874番地、875番地、876番地、877番地、879番地、880番地5、880番地6、882番地、884番地1、884番地3、885番地4、885番地5、885番地7、886番地3、886番地5、887番地5、888番地、889番地、890番地、891番地1、891番地2、891番地3、891番地4、891番地5、893番地、894番地4、894番地5、894番地7、894番地8、895番地3、895番地5、896番地1、896番地3、896番地4、896番地5、896番地6、896番地7、897番地1、897番地2の区域

3 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

菊池市木柑子字西浦田平、字東浦田平、字東山ノ上、字西山ノ上、字西原、字下原、字小迫、字丸ノ平、字丸畑、字下沖、字上沖、字下向原、字上向原、字上原、字上辻、字下辻、字中辻、字英、字石原の全域

菊池市広瀬字花房の全域

菊池市出田字石原、字塔ノ島、字天祇、字池畑、字黒龍、字八久保、字亀ノ甲、字面ノ原、字松平、字中松平、字上松平、字上ノ原、字芥神、字東立野、字西立野、字車地、字南車地、字油殿、字山ノ上、字坂ノ上、字浦田、字北溝畑、字溝畑、字上黒木、字下黒木、字黒木、字六石、字小六石、字八反、字沖、字東面ノ上、字西面ノ上、字花房の全域

菊池市吉富字今寺、字中道、字亀の甲の全域

菊池市森北字芥神、字石道平、字西森北、字森北、字上古閑、字迫畑、字山ノ下、字萩ノ迫の全域

菊池市旭志伊坂字三本木、字西原、字南大笹の全域

菊池市旭志伊坂字西一丁田のうち53番地1、53番地2、53番地3、53番地4、54番地、55番地1、55番地6、56番地1、57番地1、58番地1、59番地1、60番地1、61番地1、61番地2、61番地4、62番地1、62番地2、63番地1、63番地2、64番地1、66番地1、66番地2、66番地3、67番地1、67番地2、68番地、69番地、70番地、71番地1、71番

地2、71番地3、72番地、73番地1、73番地2、73番地3、74番地1、74番地2、74番地3、75番地1、75番地2、75番地3、75番地4、75番地5、75番地6、75番地7、75番地8、76番地1、76番地2、76番地3、76番地4、76番地5、76番地6、77番地1、78番地1、78番地2、78番地3、78番地4、79番地1、79番地2、79番地3、79番地4、80番地1、80番地2、81番地1、81番地2、81番地3、82番地1、82番地2、82番地3、83番地、84番地、85番地1、85番地2、86番地、87番地の区域

菊池市旭志伊坂字西大笹のうち713番地1、715番地1、715番地2、716番地1、716番地2、716番地3、716番地4、716番地5、716番地6、717番地1、717番地6、717番地8、718番地、719番地、719番地2、720番地1、720番地2、721番地2、721番地3、722番地1、722番地2、724番地4、724番地5、724番地7、724番地8、725番地4、725番地5、725番地7、725番地8、726番地4、726番地5、726番地7、727番地1、727番地2、727番地4、728番地、731番地1、732番地、735番地、737番地、738番地1、738番地3、739番地1、739番地3、739番地5、740番地1、740番地2、743番地1、743番地2、743番地3、744番地1、744番地2、745番地1、745番地2、745番地3、746番地1、746番地2、747番地1、747番地2、748番地1、749番地1、750番地1、751番地、752番地、753番地、754番地、755番地、756番地、757番地、759番地、760番地、761番地、762番地2、763番地、765番地、766番地、767番地、768番地、769番地、770番地、771番地1、771番地6、772番地1、772番地2、773番地1、774番地、776番地1、782番地、783番地、784番地、785番地、786番地3、787番地、788番地1、788番地2、789番地、790番地、792番地、793番地、794番地、795番地、796番地1、796番地3、796番地4、797番地1、797番地4、798番地1、799番地1、799番地2、799番地6、800番地2、800番地4、800番地5、800番地7、801番地1、802番地1、803番地1の区域

菊池市旭志伊坂字東大笹のうち652番地、653番地1、654番地1、654番地2、655番地、656番地1、656番地2、656番地3、657番地1、657番地2、657番地3、663番地1、663番地2、663番地3、663番地5、663番地6の区域

菊池市旭志伊坂字山ノ上のうち507番地、508番地、509番地、517番地、521番地1、521番地2、524番地1、526番地、527番地、528番地、529番地、530番地、531番地、532番地1、537番地、538番地、539番地、540番地、541番地、543番地、544番地、545番地、546番地、553番地2、554番地1、555番地、556番地1の区域

菊池市旭志川辺字一ノ柏木、字二ノ柏木、字下蛙石、字一ノ東沖、字二ノ東沖、字三ノ東沖、字四ノ東沖、字五ノ東沖、字一ノ西沖、字二ノ西沖、字三ノ西沖、字四ノ西沖、字五ノ西沖、字六ノ西沖、字七ノ西沖、字八ノ西沖、字一ノ赤迫、字二ノ赤迫、字三ノ赤迫の全域

菊池市旭志川辺字上西原のうち1932番地2、1932番地3、1935番地1、1935番地2、1935番地5、1938番地1、1938番地2、1939番地、1940番地、1941番地、1942番地の区域

菊池市旭志川辺字三ノ柏木のうち1856番地、1857番地1、1857番地2、1857番地4、1858番地、1859番地、1860番地1、1861番地2、1861番地4、1862番地2、1862番地4、1863番地2、1864番地1、1865番地2、1866番地1、1866番地2、1867番地7、1867番地8、1868番地5、1868番地6、1869番地1、1871番地、1872番地、1873番地、1875番地、1875番地2、1876番地、1877番地、1878番地、1879番地1、1879番地2、1880番地1、1880番地2、1881番地2、1882番地1、1882番地2、1883番地2、1886番地1、1886番地3、1886番地4、1886番地5、1887番地3、1888番地1、1888番地10、1888番地3、1888番地7の区域

菊池市旭志川辺字上蛙石のうち871番地、874番地、875番地、876番地、877番地、879番地、880番地5、880番地6、882番地、884番地1、884番地3、885番地4、885番地5、885番地7、886番地3、886番地5、887番地5、888番地、889番地、890番地、891番地1、891番地2、891番地3、891番地4、891番地5、893番地、894番地4、894番地5、894番地7、894番地8、895番地3、895番地5、896番地1、896番地3、896番地4、896番地5、896番地6、896番地7、897番地1、897番地2の区域

4 都市計画区域から除外される土地の区域
なし

熊本県公告第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
菊池都市計画ごみ焼却場 菊池市ごみ焼却場
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇市乙姫字子安川1766番4、同1772番2、同1773番3、同1774番2、同1776番、同1776番3、同1782番4、同1766番5の一部及び里道の一部
4,753.31平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
天草市宮地岳町5413番地5
社会福祉法人 角岳会

熊本県公告第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇市内牧字駄原前603番1の一部、同603番3、同603番9、同606番1、同606番2、同608番、同609番、同611番、同613番、同614番、同市三久保字前畑548番7、同550番4、同550番5、同551番、同552番、同553番、同555番、同557番、同558番、同568番1の一部及び里道の一部
35,936.89平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名（名称）
阿蘇市一の宮町宮地504番地
阿蘇市

熊本県公告第179号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成23年12月6日に行われた届出に対し、同法第8条第2項の規定により熊本市において事業活動を行う者から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ 城南店
熊本市城南町阿高字穴町305番1ほか
- 2 熊本市において事業活動を行う者からの意見の概要
近隣で営業中のドラッグストアモリの店舗では、大量の漏れ光を発生させており、計画地の近くで星空観察の機会を提供している熊本県民天文台の活動に致命的な影響を与え、と予想されるので、店舗の開口設計や照明計画に大幅な改善を求める。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
（1）熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
平成24年3月30日から平成24年4月30日まで
（2）熊本市農水商工局商工振興部商工振興課及び熊本市企画財政局城南総合支所産業振興課
平成24年3月30日
（3）熊本市農水商工局商工振興課及び南区役所総務企画課
平成24年4月2日から平成24年4月30日まで

熊本県公告第180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北二丁目4103番1、同4108番、同4103番15の一部、県道の一部及び町道の一部
67,329.42平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市九品寺三丁目15番4号
株式会社 コスギ不動産

熊本県公告第181号

次の都市公園の供用を平成24年3月31日限りで廃止する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 水前寺江津湖公園
- 2 位置 熊本市広木町地内

熊本県公告第182号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり都市公園の供用を開始する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 水俣広域公園
- 2 位置 水俣市汐見町一丁目
- 3 区域



- 4 面積 19.0ヘクタール
- 5 供用開始の期日 平成24年4月1日

熊本県公告第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、玉名都市計画区域を次のとおり変更する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画区域の名称 玉名都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域
玉名市箱谷、高瀬、永徳寺、繁根木、秋丸、河崎、中、亀甲、立願寺、松木、築地、山田、中尾、六田、小浜、北牟田、川島、小野尻、千田川原、小島、伊倉北方、伊倉南方、片諏訪、横田、宮原、青野、南坂門田、北坂門田、田崎、中坂門田、寺田、大倉、向津留、下、安楽寺、津留、上小田、山部田、下小田、川部田、玉名、両迫間、月田、溝上、青木、石貫、富尾及び岩崎の全域
玉名市滑石の全域
玉名市滑石の地先公有水面
玉名市大浜町字塩永、字川端、字下屋敷、字向通、字平島、字高塘、字中新開、字横枕、字陣ノ下、字小塘ノ内、字園田、字上屋敷、字竹の下、字南新開、字外新開、字牟田口、字池端、字堀田、字開の内、字小通、字中道、字道工分、字切戸、字道岸、字柳田、字山道、字六反、字中須、字井樋口、字馬場中、字新地、字安甲、字網干場、字松

- 原、字小路下、字劔ノ元、字西川口、字下川原、字大井桶尻、字葭場、字芝原、字一夜開、字寄須、字新寄須、字西、字安甲尻、字明辰開尻、字末広開、字富田開、字有明開及び字鯨油の全域
- 玉名市大浜町字塩永、字川端、字下屋敷、字向通、字平島、字高塘、字中新開、字横枕、字陣ノ下、字小塘ノ内、字園田、字上屋敷、字竹の下、字南新開、字外新開、字傘田口、字池端、字堀田、字開の内、字小通、字中道、字道工分、字切戸、字道岸、字柳田、字山道、字六反、字中須、字井樋口、字馬場中、字新地、字安甲、字網干場、字松原、字小路下、字劔ノ元、字西川口、字下川原、字大井桶尻、字葭場、字芝原、字一夜開、字寄須、字新寄須、字西、字安甲尻、字明辰開尻、字末広開、字富田開、字有明開及び字鯨油の地先公有水面
- 玉名市岱明町開田、西照寺、古閑、上、三崎、庄山、野口、中土、大野下、下前原、山下及び扇崎の全域
- 玉名市岱明町下沖洲、鍋、浜田及び高道の全域
- 玉名市岱明町下沖洲、鍋、浜田及び高道の地先公有水面
- 3 新たに玉名都市計画区域に含まれる土地の区域
- 玉名市岱明町開田、西照寺、古閑、上、三崎、庄山、野口、中土、大野下、下前原、山下及び扇崎の全域
- 玉名市岱明町下沖洲、鍋、浜田及び高道の全域
- 玉名市岱明町下沖洲、鍋、浜田及び高道の地先公有水面
- 玉名市大浜町大栄地区の全域
- 玉名市大浜町大栄地区の地先公有水面
- 4 玉名都市計画区域から除外される土地の区域なし

熊本県公告第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、長洲都市計画区域を次のとおり変更する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画区域の名称 長洲都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域
- 玉名郡長洲町大字梅田、大字折崎、大字上沖洲、大字高浜、大字永塩、大字腹赤及び大字宮野の全域
- 玉名郡長洲町大字有明、大字姫ヶ浦及び大字名石浜の全域（地先公有水面含む。）
- 玉名郡長洲町大字清源寺字一番割、字二番割、字三番割、字井樋下、字岩屈、字壺丁田、字平原、字波華家、字内浜、字大辻、字両金、字梶取給、字石田、字中道下、字川向、字甘出、字外目、字野畑、字大女、字權現尾、字部都、字川西、字塘下、字元屋敷、字稲満、字崩崎、字中道、字稲石、字柿添、字馬場、字磯田、字前田、字遠見下、字中島、字なぎ原、字辨天、字姫ヶ浦、字天神守、字元村、字前浜、字山下、字島巡、字東牟田及び字京人橋の全域
- 玉名郡長洲町大字清源寺字外浜、字塘添及び字浜口の全域
- 玉名郡長洲町大字清源寺字外浜、字塘添及び字浜口の地先公有水面
- 玉名郡大字長洲字大藤、字荒牟田、字山ノ下、字内牟田、字井樋ノ内、字石原、字葉山、上三丁目、上四丁目、上五丁目、下二丁目、下三丁目、下四丁目、前浜、一ノ割、二ノ割、中塩屋、内浜、下ノ割、上外浜及び下外浜の全域
- 玉名郡長洲町大字長洲字新山、上一丁目、上二丁目、上六丁目、下一丁目、字新港、字下原及び字新塘の全域
- 玉名郡長洲町大字長洲字新山、上一丁目、上二丁目、上六丁目、下一丁目、字新港、字下原及び字新塘の地先公有水面
- 3 新たに長洲都市計画区域に含まれる土地の区域なし
- 4 長洲都市計画区域から除外される土地の区域
- 玉名市岱明町の全域
- 玉名市岱明町の地先公有水面

熊本県公告第185号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
- 平成24年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年3月9日
 - 4 落札者の名称及び所在地
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本市桜町3番1号
 - 5 落札金額
116,854,500円（うち消費税及び地方消費税の額5,564,500円）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 入札公告日
平成24年1月27日

登載依頼

熊本県教育委員会訓令第3号

各県立学校

熊本県立学校の実習助手等に対する被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成24年3月30日

熊本県教育委員会委員長 古庄 文子

熊本県立学校の実習助手等に対する被服類貸与規程の一部を改正する訓令
熊本県立学校の実習助手等に対する被服類貸与規程（昭和33年教育委員会訓令第135号）の一部を次のように改正する。
別表の範囲欄中「寮母」を「寄宿舍指導員」に、「養護学校」を「支援学校」に改める。
附 則
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第2号

熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する規程
熊本県有料駐車場管理規程（昭和55年公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
別記第2号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「熊本市安政町」を「熊本市中央区安政町」に、別記第4号の2様式中「熊本市新屋敷」を「熊本市中央区新屋敷」に改める。
附 則
（施行期日）
1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第3号

熊本県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程
熊本県企業局職員住宅管理規程（昭和42年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
別表中「熊本市新外」を「熊本市東区新外」に改める。
附 則
（施行期日）
1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第4号

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成24年3月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程
熊本県企業局組織規程（昭和40年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条 第 4 項 及 び 第 5 項 を 削 る。
 第 2 0 条 中 第 5 項 を 削 り、第 6 項 を 第 5 項 と し、第 7 項 を 第 6 項 と す る。
 第 2 1 条 中 第 6 項 を 削 り、第 7 項 を 第 6 項 と し、第 8 項 を 第 7 項 と す る。
 別 表 第 1 熊 本 県 企 業 局 本 庁 の 項 中 「熊 本 市 水 前 寺」を 「熊 本 市 中 央 区 水 前 寺」に 改 め、
 同 表 熊 本 県 企 業 局 発 電 総 合 管 理 所 の 項 中 「熊 本 市 水 前 寺」を 「熊 本 市 中 央 区 水 前 寺」に 改 め る。
 別 表 第 3 施 設 一 課 の 項 中 「荒 瀬 ダ ム 管 理 所 に 関 す る こ と。」を 削 る。
 別 表 第 4 を 次 の よ う に 改 め る。

別 表 第 4 削 除 附 則

- (施 行 期 日)
- 1 この 規 程 は、平 成 2 4 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。
(熊 本 県 企 業 局 職 員 就 業 規 程 の 一 部 改 正)
 - 2 熊 本 県 企 業 局 職 員 就 業 規 程 (昭 和 3 8 年 電 気 事 業 管 理 規 程 第 6 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。
第 2 条 第 1 1 項 を 削 る。
(熊 本 県 企 業 局 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 の 一 部 改 正)
 - 3 熊 本 県 企 業 局 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 (昭 和 4 1 年 公 営 企 業 管 理 規 程 第 1 6 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。
第 5 条 第 1 項 中 「又 は 荒 瀬 ダ ム 管 理 所」を 削 る。

熊 本 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 5 号

熊 本 県 企 業 局 無 線 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。
 平 成 2 4 年 3 月 3 0 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

熊 本 県 企 業 局 無 線 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程
 熊 本 県 企 業 局 無 線 管 理 規 程 (昭 和 5 6 年 熊 本 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 1 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 (第 2 条、第 3 条、第 5 条 関 係) 中

固 定 局	電 気 事 業 用	さ か も と ち ゆ う が つ こ う け い ほう	(送 受 信 所) 熊 本 県 八 代 市 坂 本 町 荒 瀬 坂 本 中 学 校 警 報 所 構 内	発 電 総 合 管 理 所 長
-------	-----------	------------------------------------	---	-----------------

基 地 局	電 気 事 業 用	け ん で ん あ ら せ	(送 受 信 所 及 び 通 信 所) 熊 本 県 八 代 市 坂 本 町 荒 瀬 荒 瀬 ダ ム 管 理 所 内 (通 信 所) 熊 本 県 八 代 市 坂 本 町 葉 木 藤 本 発 電 所 内 (通 信 所) 熊 本 県 熊 本 市 水 前 寺 6 丁 目 1 8 番 1 号 熊 本 県 企 業 局 内 (通 信 所) 熊 本 県 熊 本 市 水 前 寺 6 丁 目 4 8 番 4 0 号 発 電 総 合 管 理 所 内	発 電 総 合 管 理 所 長
移 動 局	〃	け ん で ん あ ら せ 1	(移 動 範 囲) 熊 本 県 内 (常 置 場 所) 熊 本 県 八 代 市 坂 本 町 荒 瀬 荒 瀬 ダ ム 管 理 所 内	〃
〃	〃	け ん で ん あ ら せ 1 1	〃	〃

基 地 局	水 道 事 業 用	や つ し ろ こ う す い	(送 受 信 所) 熊 本 県 八 代 市 郡 築 1 番 町 2 4 0 番 地 八 代 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所 内	八 代 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所 長
-------	-----------	--------------------	---	---------------------------

移動局	〃	やつしろこ うすい 1	(移動範囲) 八代市及びその周辺 (常置場所) 熊本県八代市郡築 1 番町 2 4 0 番地 八代工業用水道管理事務所内	〃
〃	〃	やつしろこ うすい 2	〃	〃

「熊本市水前寺」を「熊本市中央区水前寺」に改める。

附 則
この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 6 号

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 2 4 年 3 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程
熊本県企業局会計規程（昭和 3 9 年電気事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「分任出納員は、熊本県都呂々ダム管理事務所（以下「ダム管理事務所」という。）」を「分任出納員は、工務課、発電総合管理所及び熊本県都呂々ダム管理事務所（以下「ダム管理事務所」という。）」に改める。

第 5 3 条の 2 第 1 項中「品目、規格、数量等を記載した書類」を「用品交付書（別記第 3 5 号様式その 3）」に改め、「本庁」を「総務経営課」に改め、「出先機関」を「工務課及び出先機関」に改める。

第 5 4 条第 1 項中「総務経営課長」を「用品受領書（別記第 3 5 号様式その 4）により総務経営課長」に改める。

別表第 1（第 8 条関係）の予算科目表の電気事業予算科目の収益的支出の表中、

事業費	特別損失	企業局	固定資産売却損		
			臨時損失		
			過年度損益修正損		
			その他特別損失		

を、
「

事業費	特別損失	企業局	固定資産売却損			
			臨時損失			
			過年度損益修正損			
			その他特別損失			
			荒瀬ダム関連費用	賃金		
				消耗品費		
				修繕費		
				補償費		
				賃借料		
				委託費		
				諸費		
				固定資産除却損		
			荒瀬ダム撤去事業			
荒瀬ダム撤去関連負担金						
その他						

に改める。

別表第 1（第 8 条関係）の予算科目表の工業用水道事業予算科目の収益的支出の表中、

「

事業費	営業費用	原水及び浄水費又は配水費又は受託工事費又は業務費	給料手当		
			厚生費	法定厚生費	
				一般厚生費	
			賃金		
消耗品費	潤滑油脂費				

」

を、

「

事業費	営業費用	原水及び浄水費又は配水費又は受託工事費又は業務費	給料手当		
			厚生費	法定厚生費	
				一般厚生費	
			賃金		
			報酬		
消耗品費	潤滑油脂費				

」

に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の勘定科目表の電気事業会計勘定科目の固定資産の表中、

「

有形固定資産	事業外固定資産	藤本発電所	共有者持分額（貸方）		
--------	---------	-------	------------	--	--

」

を、

「

有形固定資産	事業外固定資産	藤本発電所	共有者持分額（貸方）				
			除却仮勘定	藤本発電所	土地		
	水源かん養林						
		建物			鉄筋コンクリート造		
	金属造						
	れんが造						
	ブロック造						
	水路	木造					
		取水口					
					導水路		
					水槽		
		水圧管路					
					放水路		
	雑工事						
		調整池			えん堤		
	雑工事						
	機械装置					水車	
						発電機	
						主要変圧器	
						配電盤開閉装置	
自動制御装置							
屋外鉄構							
諸機械装置							
雑工事							

」

			諸装置	通信電灯電力装置	
				修繕試験装置	
				雑装置	
			備品	工具	
				器具諸備品	
				諸車	
			リース資産		
			工事負担金（貸方）		
			減価償却累計額（貸方）		
			共有者持分額（貸方）		
無形固定資産	電話加入権				
	その他無形固定資産				

に改める。
別表第 2（第 8 条関係）の勘定科目表の電気事業会計勘定科目の費用の表中、

事業費	特別損失	企業局	固定資産売却損		
			臨時損失		
			過年度損益修正損		
			その他特別損失		

を、

事業費	特別損失	企業局	固定資産売却損		
			臨時損失		
			過年度損益修正損		
			その他特別損失		
			荒瀬ダム関連費用	賃金	
				消耗品費	
				修繕費	
				補償費	
				賃借料	
				委託費	
				諸費	
				固定資産除却損	
				荒瀬ダム撤去事業	
				荒瀬ダム撤去関連負担金	
その他					

に改める。
別表第 2（第 8 条関係）の勘定科目表の工業用水道事業会計勘定科目の費用の表中、

事業費	営業費用	原水及び浄水費又は配水費又は受託工事費又は業務費	厚生費	一般厚生費	その他
			賃金	賃金	
			消耗品費	潤滑油脂費	

を、
「

事業費	営業費用	原水及び浄水費又は配水費又は受託工事費又は業務費	厚生費	一般厚生費	その他
			賃金	賃金	
			報酬	報酬	
			消耗品費	潤滑油脂費	

」

に改める。

別記第 3 5 号様式その 2 を次のように改める。

「別記第 3 5 号様式その 2

決裁区分	決							決裁日付印
	裁							

物品購入伺い

起案年月日 平成 年 月 日

下記のとおり、物品を購入してよろしいか。
なお御決裁のうえは、下記業者から見積書を徴取してよろしいか、併せて伺います。

(単位:円)

No	品名・規格	数量	価格	予算科目
1				
2				
3				
4				
5				

税込合計金額(予定価格)

購入目的 (使用目的)	
〔 契約方法等 〕	

見積徴取業者	
業者選定理由	
納入期限	平成 年 月 日
	予算残 円

用品要求書

平成 年 月 日

総務経営課長 様

本書のとおり物品の交付を要求します。

決裁区分	決					
	裁					

伺い) 本書のとおり用品要求書を提出してよろしいか。

」

別記第 3 5 号様式その 2 の次に次の 2 表を加える。

「別記第 3 5 号様式その 3

用 品 交 付 書

平成 年 月 日

様

総務経営課長

(単位:円)

No	品名・規格	数量	交付価格	
			単価	金額
1				
2				
3				
4				
5				

税込合計金額

交付日 平成 年 月 日

」

「別記第 3 5 号様式その 4

用品受領書

平成 年 月 日

総務経営課長 様

(単位:円)

No	品名・規格	数量	交付価格	
			単価	金額
1				
2				
3				
4				
5				
			税込合計金額	

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公安委員会規則第 4 号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則（昭和 4 7 年熊本県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 1 項中「第 9 4 条」を「第 9 4 条第 1 項」に、「及び再交付」を「の届出、同条第 2 項に規定する免許証の再交付の申請」に、「第 1 0 1 条に規定する免許証の更新、法第 1 0 1 条の 2 に規定する免許証の特例更新、法第 1 0 1 条の 2 の 2 に規定する免許証の更新の申請の特例」を「第 1 0 1 条第 1 項、第 1 0 1 条の 2 第 1 項及び第 1 0 1 条の 2 の 2 第 1 項に規定する免許証の更新の申請」に、「第 1 0 4 条の 4」を「第 1 0 4 条の 4 第 1 項」に、「申請による取消」を「取消しの申請」に、「第 1 0 7 条の 7」を「第 1 0 7 条の 7 第 2 項」に、「に係る申請又は届出」を「の申請」に改め、同条第 2 項中「申請書に免許用写真を添付する必要がない」を「都道府県公安委員会規則で定める」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 2 4 条の次に次の 3 条を加える。

- (運転経歴証明書に係る申請等)
- 第24条の2 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請、規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出及び規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請を行おうとする者の当該申請又は届出の場所、期日及び受付時間は、告示で定める。
- 2 規則第30条の10第1項の運転経歴証明書交付申請書の様式は、別記様式第19号の3のとおりとする。
- 3 規則第30条の10第2項に規定する都道府県公安委員会規則で定める場合は、熊本県運転免許センターにおいて申請を行う場合とする。
- 4 規則第30条の12第2項の届出書の様式は、別記様式第19号の4のとおりとする。
- 5 規則第30条の13第1項の運転経歴証明書再交付申請書の様式は、別記様式第19号の5のとおりとする。
- (免許証の電磁的方法による記録及び電子署名)
- 第24条の3 公安委員会は、法第93条の2の規定により免許証の記載事項等を免許証に電磁的方法により記録し、電子署名を行うものとする。
- (暗証番号の申告等)
- 第24条の4 法第89条第1項の規定による免許の申請、法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請及び法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新の申請を行う者は、前条の電磁的方法により記録する情報に付与する暗証番号を設定し、公安委員会に申告するものとする。ただし、暗証番号を設定しない場合は、その旨を申し出なければならない。
- 第25条を次のように改める。
- (免許の条件の解除又は変更の申請手続)
- 第25条 法第91条の規定により免許の条件(運転することができる自動車等の種類を限定したものを除く。)を付された者が、その解除又は変更を受けようとするときは、別記様式第20号の申請書に当該免許証を添えて申請しなければならない。
- 別記様式第19号の2及び別記様式第19号の3を次のように改める。
- 別記様式第19号の2 削除
- 別記様式第19号の3 (第24条の2関係)

運転経歴証明書交付申請書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

写 真

ふりがな (姓)	(名)	男
氏 名		女
生年月日	年 月 日	
連絡先	・宅	・勤務先 ・携帯
住 所		

熊本県収入証紙貼付欄

免許証号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

申請取消年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	日
---------	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	---

免許データ印字部分

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
 別記様式第 19 号の 3 の次に次の 2 様式を加える。
 別記様式第 19 号の 4 (第 24 条の 2 関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

ふりがな	(姓)	(名)	男
氏名			女
生年月日	年 月 日		
連絡先	・宅 ・勤務先 ・携帯		
変更した 事項	ふりがな	(姓)	(名)
	新氏名		
	新住所		

経歴に証明書の写しを添付し転

住所確認の書類

氏名変更の添付書類

免許データ印字部分

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
別記様式第 1 9 号の 5 (第 2 4 条の 2 関係)

運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

写 真	現 経 歴 証 明 書	交付年月日		熊本県収入証紙貼付欄
		照会番号		
		免許の種類		
		再交付申請 の理由	・亡失 ・滅失 ・汚損 ・破損	

ふりがな	(姓)	(名)	ふりがな	(姓)	(名)
氏名			旧氏名		
生年月日	年 月 日			性別	男 女
連絡先	・宅		・勤務先		・携帯
住所					

免許データ印字部分

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
 附 則
 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公安委員会告示第 5 号

平成 23 年 4 月 1 日熊本県公安委員会告示第 9 号（熊本県道路交通規則第 24 条第 1 項の規定に基づく申請又は届出の場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成24年3月30日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

「第24条第1項」の次に「及び第24条の2第1項」を加える。

1(3)中「取消し」の次に「並びに運転経歴証明書の交付及び再交付」を加え、同(4)中「運転免許証」の次に「及び運転経歴証明書」を加える。

熊本県公安委員会告示第6号

平成19年6月1日熊本県公安委員会告示第8号(道路交通法第108条の2第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第11号、第12号及び第13号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

2(3)の表上熊本三陽自動車学校(熊本市上熊本三丁目26番3号)の項中「熊本市」を「熊本市西区」に改め、同表熊本ドライビングスクール(熊本市楠六丁目6番25号)の項中「熊本市」を「熊本市北区」に改め、同表三陽自動車学校(熊本市田崎二丁目1番11号)の項中「熊本市」を「熊本市西区」に改め、同表中央自動車学校(熊本市坪井六丁目10番1号)の項及び寺原自動車学校(熊本市壺川二丁目3番78号)の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改める。

3(1)の表寺原自動車学校(熊本市壺川二丁目3番78号)の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改める。

3(2)の表熊本ドライビングスクール(熊本市楠六丁目6番25号)の項中「熊本市」を「熊本市北区」に改め、同表寺原自動車学校(熊本市壺川二丁目3番78号)の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改める。

4の表矢部自動車練習所(上益城郡山都町千滝441番地)の項中「火曜日」を「日曜日、火曜日」に改め、同表大洋自動車学校(玉名市向津留532番地)の項中「第2土曜日及び第3金曜日」を「火曜日から土曜日まで」に改め、同表大洋第二自動車学校(玉名市築地761番地)の項中「第3金曜日及び第4土曜日」を「火曜日から土曜日まで」に改める。

5(3)の表寺原自動車学校(熊本市壺川二丁目3番78号)の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改める。

7の表上熊本三陽自動車学校(熊本市上熊本三丁目26番3号)の項中「熊本市」を「熊本市西区」に改め、同表熊本ドライビングスクール(熊本市楠六丁目6番25号)の項中「熊本市」を「熊本市北区」に改め、同表三陽自動車学校(熊本市田崎二丁目1番11号)の項中「熊本市」を「熊本市西区」に改め、同表中央自動車学校(熊本市坪井六丁目10番1号)の項及び寺原自動車学校(熊本市壺川二丁目3番78号)の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改める。

8(3)の表寺原自動車学校(熊本市壺川二丁目3番78号)の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改める。

9(1)の表住所地を管轄する警察署(熊本北、熊本南、熊本東、大津及び御船の各警察署

を除く。)の項中「住所地を管轄する」を削り、

午前8時30分から同
11時30分まで
午後1時00分から同
4時30分まで

を

午前8時
後4時30

」

30分から午
分まで

に改め、同表に次のように加える。

熊本県公安委員会から講習の委託を受けた者が指定する施設	指定された日	午前8時30分から午後4時30分まで
-----------------------------	--------	--------------------

9(2)の表住所地を管轄する警察署(熊本北、熊本南、熊本東、大津及び御船の各警察署

を除く。)の項中「住所地を管轄する」を削り、

午前8時30分から同
11時30分まで
午後1時00分から同
4時30分まで

午前8時
後4時30

30分から午
分まで

に改め、同表に次のように加える。

熊本県公安委員会から講習の委託を受けた者が指定する施設	指定された日	午前8時30分から午後4時30分まで
-----------------------------	--------	--------------------

10の表上熊本三陽自動車学校(熊本市上熊本三丁目26番3号)の項中「熊本市」を「熊本市西区」に改め、同表熊本ドライビングスクール(熊本市楠六丁目6番25号)の項中「熊本市」を「熊本市北区」に改め、同表三陽自動車学校(熊本市田崎二丁目1番11号)の項中「熊本市」を「熊本市西区」に改め、同表中央自動車学校(熊本市坪井六丁目10番1号)の項及び寺原自動車学校(熊本市壺川二丁目3番78号)の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改め、同表豊福自動車教習所(宇城市松山町両仲間64番地1)の項を削る。

熊本県公安委員会告示第7号

平成14年5月24日熊本県公安委員会告示第8号(熊本県道路交通規則第42条の2第1項第4号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

1の表上熊本三陽自動車学校(熊本市上熊本三丁目26番3号)の項中「熊本市」を「熊本市西区」に改め、同表熊本ドライビングスクール(熊本市楠六丁目6番25号)の項中「熊本市」を「熊本市北区」に改め、同表三陽自動車学校(熊本市田崎二丁目1番11号)の項中「熊本市」を「熊本市西区」に改め、同表中央自動車学校(熊本市坪井六丁目10番1号)の項及び寺原自動車学校(熊本市壺川二丁目3番78号)の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改める。

熊本県公安委員会告示第8号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年3月30日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社中央自動車学校 熊本市坪井六丁目10番1号 松任 登	中央自動車学校 熊本市坪井六丁目10番1号	初心運転者講習	住所及び事務所の所在地	熊本市中央区坪井六丁目10番1号	平成24年4月1日

野田林業株式会社 熊本市上熊本三丁目26番3号 野田 和彦	上熊本三陽自動車学校 熊本市上熊本三丁目26番3号	初心運転者講習	住所及び事務所の所在地	熊本市西区上熊本三丁目26番3号
	三陽自動車学校 熊本市田崎二丁目1番11号	初心運転者講習	住所	熊本市西区上熊本三丁目26番3号
			事務所の所在地	熊本市西区田崎二丁目1番11号
株式会社寺原自動車学校 熊本市壺川二丁目3番78号 片桐 英夫	寺原自動車学校 熊本市壺川二丁目3番78号	取消処分者講習 初心運転者講習	住所及び事務所の所在地	熊本市中央区壺川二丁目3番78号
株式会社熊本自動車教習所 熊本市楠六丁目6番25号 永田 佳子	熊本ドライビングスクール 熊本市楠六丁目6番25号	取消処分者講習 初心運転者講習	住所及び事務所の所在地	熊本市北区楠六丁目6番25号

熊本県公安委員会告示第9号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年3月30日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

名称、住所及び代表者の氏名	使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社中央自動車学校 熊本市坪井六丁目10番1号 松任 登	中央自動車学校 熊本市坪井六丁目10番1号	住所及び施設の所在地	熊本市中央区坪井六丁目10番1号	平成24年4月1日
野田林業株式会社 熊本市上熊本三丁目26番3号 野田 和彦	上熊本三陽自動車学校 熊本市上熊本三丁目26番3号	住所及び施設の所在地	熊本市西区上熊本三丁目26番3号	

	三陽自動車学校 熊本市田崎二丁目1番11号	住所	熊本市西区上熊本三丁目26番3号
		施設の所在地	熊本市西区田崎二丁目1番11号
株式会社寺原自動車学校 熊本市壺川二丁目3番78号 片桐 英夫	寺原自動車学校 熊本市壺川二丁目3番78号	住所及び施設の所在地	熊本市中央区壺川二丁目3番78号
株式会社熊本自動車教習所 熊本市楠六丁目6番25号 永田 佳子	熊本ドライビングスクール 熊本市楠六丁目6番25号	住所及び施設の所在地	熊本市北区楠六丁目6番25号

熊本県公安委員会告示第10号

平成23年3月15日熊本県公安委員会告示第5号（熊本県公安委員会が行う聴聞、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第5条第2項及び第34条第2項（同法第35条第5項において準用する場合を含む。）並びに熊本県暴力団排除条例第32条の規定に基づく意見聴取並びに道路交通法第104条第1項の規定に基づく意見の聴取の期日及び場所を公示する公安委員会の掲示板の場所）を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

1中「熊本市水前寺六丁目18番1号」を「熊本市中央区水前寺六丁目18番1号」に改める。

有明海自動車航送船組合職員の特給に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

有明海自動車航送船組合

管理者 川崎 邦宏

有明海自動車航送船組合条例第一号

有明海自動車航送船組合職員の特給に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

有明海自動車航送船組合職員の特給に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年有明海自動車航送船組合条例

第二号）の一部を次のように改正する。

附則第九項から第十二項までを次のように改める。

9 削除

10 削除

11 削除

12 削除

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

有明海自動車航送船組合職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

有明海自動車航送船組合
管理者 川崎 邦宏

有明海自動車航送船組合条例第三号

有明海自動車航送船組合職員の給与の特例に関する条例

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間における有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和三十三年有明海自動車航送船組合条例第三号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の職員給与条例第二十条に規定する期末手当基礎額の基礎となる給料月額は、職員給与条例第四条及び第五条の規定にかかわらず、給料月額に関する規定により定められた額から、その額に百分の三十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

有明海自動車航送船組合職員の恩給及び退職手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

有明海自動車航送船組合
管理者 川崎 邦宏

有明海自動車航送船組合条例第三号

有明海自動車航送船組合職員の恩給及び退職手当の特例に関する条例

平成二十四年三月三十日から平成二十九年三月三十一日までの間における有明海自動車航送船組合職員の恩給及び退職手当に関する条例（昭和三十三年有明海自動車航送船組合条例第六号。以下「職員退職手当条例」という。）の適用を受ける職員の退職手当の額は、職員退職手当条例の規定にかかわらず、職員退職手当条例の規定により算出した額から、その額（退職手当の調整額を除く）に百分の四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（平成二十四年三月三十一日までに退職する職員の経過措置）

2 平成二十四年三月三十一日までに退職する職員（有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和三十三年有明海自動車航送船組合条例第三号）第十条の規定により管理職手当を支給される職員を除く）については、第一条中「百分の四」とあるのは「百分の二」とする。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第7号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第6条の6中「知事」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項の県費負担教職員をいう。）にあっては、当該指定都市の長）」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第8号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県へき地手当等に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条を第14条とし、第3条中「別表第3」を「別表第5」に改め、同条を第13条とする。
第2条の見出し中「の指定」を削り、同条中「別表第1」を「別表第3」に、「別表第2」を「別表第4」に改め、同条を第12条とする。

第1条中「第4条」を「次条及び第14条」に改め、同条の次に次の10条を加える。

（指定基準）

第2条へき地手当条例第2条に掲げるへき地学校、へき地学校に準ずる学校及び特別の地域に所在する学校の指定は、次条から第11条までに掲げる基準に従い行うものとする。

（用語の意義）

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 基準点数 当該学校の所在地のへき地条件の程度の軽重を測定するために、第5条及び第6条の規定により算定した点数をいう。

(2) 調整点数 基準点数は第8条の規定により算定した点数をいう。補そくし難い特別のへき地条件を測定するために、第7条又は第8条の規定により算定した点数をいう。

(3) 合計点数 基準点数に第7条の規定により算定した調整点数を加え、又は第8条の規定により算定した調整点数を減じて得た点数をいう。

(4) 駅又は停留所 当該学校から最短の距離にある交通機関の駅又は停留所をいう。

(5) 旧総合病院 当該学校から最短の距離にある医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する旧総合病院であって、医療法の一部を改正する法律（平成9年法律第125号）による改正前の医療法第4条第1項に規定する総合旧総合病院の要件を満たすものをいう。

(6) 病院 当該学校から最短の距離にある医療法第1条の5に規定する病院（旧総合病院を除く。）をいう。

(7) 診療所 当該学校から最短の距離にある医療法第1条の5に規定する診療所（医師が常駐していないもの及び歯科医業のみを行うものを除く。）をいう。

(8) 高等学校 当該学校から最短の距離にある全日制の課程で普通科を置く高等学校又は中等教育学校をいう。

(9) 郵便局 当該学校から最短の距離にある郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和24年法律第213号）第2条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第3条第1項の規定による委託又は同法第4条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）をいう。

(10) 市町村教育委員会 当該学校から最短の距離にある当該学校を所管する市町村教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務（主として学校に係るものに限る。）を処理するものをいう。）をいう。

(11) 金融機関 金融機関（銀行その他の預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び貯金をいう。）の受入れ及び為替取引を業として行う者（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行を除く。）であって、公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の納付又は収納に関する事務処理を行うもののうち、当該学校から最短の距離に所在するものをいう。）をいう。

(12) スーパーマーケット 当該学校から最短の距離にある日常生活のため必要な生鮮食料品その他衣食住等に関する各種商品を販売する店舗をいう。

(13) 市の中心地 当該学校から最短の距離にある市役所（支所、出張所その他これに類するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の所在する地点（当該学校が本土以外の島に所在する場合にあっては、当該学校から最短の距離にある本土の市役所の所在する地点）をいう。

(14) 県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地 県庁（地方出先機関を除く。）の所在する地点又は県内の人口30万人以上の市若しくは人口20万人以上の市で大学（短期大学を除く。）が2以上存するもの若しくは空港（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第20項に規定する国内定期航空運送事業の用に供されている飛行場をいう。）の存するものの市役所の所在する地点（当該学校が本土以外の島に所在する場合にあっては、当該学校から最短の距離にある本土の当該地点）のうち当該学校から最短の距離にあるものをいう。

(15) 交通機関 旅客運賃を徴して交通の用に供する鉄道、軌道及び索道並びに一般乗合旅客自動車をいう。

(16) 定期航行 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業として行われる交通をいう。

(17) 船着場 当該学校から最短の距離にある定期航行船の発着場をいう。

(18) 距離 通常利用する経路のうち最短の経路の長さをいう。

期 間	40 日 以上 59 日 以下	60 日 以上 79 日 以下	80 日 以上 99 日 以下	100 日 以上 119 日 以下	120 日 以上 139 日 以下	140 日 以上
割 合	6 分 の 1	6 分 の 2	6 分 の 3	6 分 の 4	6 分 の 5	6 分 の 6

(2) 交通機関の 1 日の運行回数が 8 往復以下の場合においては、次の表の右欄に掲げる当該運行回数の区分に応じ、当該運行回数が 8 往復以下の部分の距離ごとに当該距離に応ずる別表第 1 及び別表第 2 中船着場までの距離の要素の交通機関のない部分の点数に次の表の左欄に掲げる割合（当該学校が普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）別表第 4（3）に定める 3 級地及び 4 級地の地域に所在する場合にあっては、当該割合にそれぞれ 10 分の 1 を加えた割合）を乗じて得た点数（1 点未満の端数を生じたときは、1 点に切り上げる。）

1 日 の 運行回数	8 往復から 6 往復	5 往復及び 4 往復	3 往復及び 2 往復	1 往復以下
割 合	10 分 の 2	10 分 の 3	10 分 の 4	10 分 の 5

(3) 交通機関が積雪、なだれ、でいねい、地すべり等の自然的条件により 60 日以上にわたり休止する場合においては、次の表の右欄に掲げる当該交通機関が休止する期間の区分に応じ、当該交通機関が休止する部分の距離ごとに当該距離に応ずる別表第 1 及び別表第 2 中船着場までの距離の要素の交通機関のない部分の点数に次の表の左欄に掲げる割合を乗じて得た点数（1 点未満の端数を生じたときは、1 点に切り上げる。）

期 間	60 日 以上 89 日 以下	90 日 以上 119 日 以下	120 日 以上 149 日 以下	150 日 以上 179 日 以下	180 日 以上 209 日 以下	210 日 以上
割 合	6 分 の 1	6 分 の 2	6 分 の 3	6 分 の 4	6 分 の 5	6 分 の 6

2 駅又は停留所までの距離の要素における該当点数の算定において、当該学校から最短の距離にある駅又は停留所が積雪、なだれ、でいねい、地すべり等の自然的条件により 60 日以上にわたり閉鎖される場合においては、当該閉鎖される駅又は停留所から最短の距離にあって開設されている駅又は停留所までの距離について、前項第 3 号に規定する算定方法に準じて算定した点数を、当該閉鎖される駅又は停留所までの距離に応ずる点数に加えるものとする。

（調整点数）

第 7 条 当該学校において、飲料水を主として天水又は川水等から求めなければならない場合で、次の各号に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められるときは、当該各号に定める点数を調整点数とする。

- (1) 揚水施設及び配水施設のない場合は 10 点
- (2) 揚水施設又は配水施設のある場合（浄化装置のない場合に限る。）は 5 点

2 当該学校の所在する地域における自然的、経済的、文化的諸条件が次の各号のいずれかに該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められる場合においては、当該各号に定める点数を調整点数とする。

- (1) 有害ガス等の発生する地帯、風土病地帯、湿潤地帯、極寒地帯、多雪地帯等で、不健康地である場合は 20 点以内で人事委員会が定める点数
- (2) 当該学校に在学する児童又は生徒の総数の 10 分の 3 以上のものの住所地が、当該学校から 6 キロメートル以上の距離にある場合は 10 点、当該学校から 4 キロメートル以上の距離にある場合は 5 点
- (3) 当該学校から図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条に規定する図書館、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条に規定する博物館その他これに類する施設のうち当該学校から最短の距離にあるものまでの距離（交通機関を利用する部分の距離）については、当該距離に 2 分の 1 を乗じて得た距離が、25 キロメートル以上である場合は 10 点、12.5 キロメートル以上 25 キロメートル未満である場合は 5 点

- (4) 当該学校において、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第1条第2項第7号から第10号に規定するサービス及びそれに相当するサービスが提供されていない場合は5点
- (5) 当該学校において、携帯電話を通話のために使用できない場合は5点
- 3 当該学校に勤務する教員の数が、3人以下である場合は20点、4人又は5人である場合は10点を調整点数とする。
- 4 当該学校が分校である場合において、本校との距離（交通機関を利用しうる部分の距離については、当該距離に2分の1を乗じて得た距離）が、12キロメートル以上の場合は10点、8キロメートル以上12キロメートル未満の場合は5点を調整点数とする。
- 第8条 当該学校から人口3万人以上の市町村の市役所又は町村役場の所在する地点までの距離が40キロメートル未満の場合は、当該学校が所在する地域の実情に応じて、30点以内で人事委員会が定める点数を調整点数とする。
（級別の指定の特例）
- 第9条 隣接して設置されている小学校及び中学校であって、各学校について算定された合計点数が異なる場合にあつては、これらの学校については、第4条の規定にかかわらず、当該合計点数の多い学校の点数によって級別の指定を行うことができる。
（特別の地域に所在する学校の指定）
- 第10条 特別の地域に所在する学校（共同調理場を除く。）の指定は、当該学校について算定された合計点数が30点から34点までの学校について行うものとする。
- 2 特別の地域に所在する学校のうち共同調理場の指定については、第4条第3項の規定を準用する。この場合において、同項の規定中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
（本校及び分校）

第11条 この規則の適用について、本校及び分校は、それぞれ一つの学校とみなす。
別表第1から別表第3の校別の欄中「学校給食法第6条に規定する施設」を「共同調理場」に改める。

別表第3中「（第3条関係）」を「（第13条関係）」に改め、同表を別表第5とする。
別表第2中「（第2条関係）」を「（第12条関係）」に改め、同表小学校の部天草教育事務所の項中「金焼小学校 一町田小学校」を「河浦小学校」に改め、同表を別表第4とする。

別表第1中「（第2条関係）」を「（第12条関係）」に改め、同表小学校の部上益城
「菅尾小学校」

教育事務所の項中 「馬見原小学校」を「蘇陽南小学校」に改め、同部天草教育事務所の項中
「大野小学校」

務所の項中 「大江小学校」を「大江小学校」に改め、同表中学校の部
「富津小学校」
「一町田小学校第一分校」

天草教育事務所の項中 「御所浦中学校」を「御所浦中学校」に改め、同表共同

調理場の項中 「御所浦学校給食センター」を「御所浦学校給食センター」に改め、同表を別表第3とする。
「御所浦北中学校」
「御所浦北学校給食センター」

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第5条及び第6条関係）
陸 地 用 基 準 点 数 表

要素	点数																								
	細分	2	4	6	8	1	1	1	1	2	2	2	3	3	4	4	4	5	6	6	7	8	9	1	1
	キロメートル以上4キロ	キロメートル以上6キロ	キロメートル以上8キロ	キロメートル以上10キロ	キロメートル以上12キロ	キロメートル以上14キロ	キロメートル以上16キロ	キロメートル以上20キロ	キロメートル以上24キロ	キロメートル以上28キロ	キロメートル以上32キロ	キロメートル以上36キロ	キロメートル以上40キロ	キロメートル以上44キロ	キロメートル以上48キロ	キロメートル以上52キロ	キロメートル以上56キロ	キロメートル以上60キロ	キロメートル以上64キロ	キロメートル以上68キロ	キロメートル以上72キロ	キロメートル以上76キロ	キロメートル以上80キロ	キロメートル以上84キロ	キロメートル以上88キロ

		メートル未満	メートル未満	メートル未満	メートル未満	キロメートル未満	キロメートル未満	キロメートル未満	キロメートル未満	キロメートル未満	キロメートル未満	キロメートル未満	キロメートル未満	キロメートル未満	キロメートル未満	キロメートル未満	キロメートル未満	キロメートル未満	キロメートル未満	0キロメートル未満	20キロメートル未満		
駅又は停留所までの距離	交通機関のない部分	2点	4点	6点	8点	10点	12点	14点	16点	20点	24点	28点	32点	36点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点
	交通機関のある部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
旧総合病院までの距離	交通機関のない部分	1	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34
	交通機関のある部分	0	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
病院までの距離	交通機関のない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38
	交通機関	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28

診療所までの距離	のある部分	1	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50																															
	交通機関のない部分	0	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50																											
高等学校までの距離	交通機関のない部分	2	4	7	10	13	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	64	68	72	76	80	84	88	92	96	100																														
	交通機関のある部分	0	2	2	3	5	6	8	9	12	15	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	76	78	80	82	84	86	88	90	92	94	96	98	100					
郵便局までの距離	交通機関のない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50																													
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	76	78	80	82	84	86	88	90	92	94	96	98

までの距離	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
	市の中心地までの距離	1	1	1	2	3	4	6	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
までの距離	交通機関のある部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地までの距離	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
までの距離	交通機関のある部分	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

別表第 2 (第 5 条及び第 6 条関係)

島 用 基 準 点 数 表

要素		点数																	
本土からの月間定期航行の回数		241回以上	181回以上	151回以上	121回以上	91回以上	61回以上	51回以上	41回以上	31回以上	21回以上	17回以上	13回以上	9回以上	8回以下				
		300回以下	240回以下	180回以下	150回以下	120回以下	90回以下	60回以下	50回以下	40回以下	30回以下	20回以下	16回以下	12回以下	6回以下				
		5点	15点	20点	25点	30点	40点	50点	60点	70点	80点	100点	120点	160点	200点				
本土からの海上の距離		2キロメートル以上	10キロメートル以上	15キロメートル以上	25キロメートル以上	40キロメートル以上	60キロメートル以上	100キロメートル以上	140キロメートル以上	190キロメートル以上	250キロメートル以上	350キロメートル以上	500キロメートル以上						
		10キロメートル未満	15キロメートル未満	25キロメートル未満	40キロメートル未満	60キロメートル未満	100キロメートル未満	140キロメートル未満	190キロメートル未満	250キロメートル未満	350キロメートル未満	500キロメートル未満							
		5点	10点	15点	20点	25点	30点	40点	50点	60点	70点	80点	90点						
船着場までの距離	細分	2キロメートル以上	4キロメートル以上	6キロメートル以上	8キロメートル以上	10キロメートル以上	12キロメートル以上	14キロメートル以上	16キロメートル以上	20キロメートル以上	24キロメートル以上	28キロメートル以上	32キロメートル以上	36キロメートル以上	40キロメートル以上	44キロメートル以上	48キロメートル以上	54キロメートル以上	60キロメートル以上

	キロメートル未満	キロメートル未満	キロメートル未満	0キロメートル未満	12キロメートル未満	14キロメートル未満	16キロメートル未満	20キロメートル未満	24キロメートル未満	28キロメートル未満	32キロメートル未満	36キロメートル未満	40キロメートル未満	44キロメートル未満	48キロメートル未満	54キロメートル未満	60キロメートル未満	
交通機関のない部分	2点	4点	6点	8点	10点	12点	14点	16点	20点	24点	28点	32点	36点	40点	40点	40点	40点	40点
交通機関のある部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
要素	点数																	
	島外に所在する場合		海上を交通する部分 1日の定期航行の回数 4回又は5回			2回又は3回			陸上を交通する部分									
旧総合病院までの距離等	6点	2点	4点	6点	別表第1によって算定する。													
病院までの距離等	6	2	4	6	別表第1によって算定する。													
診療所までの距離等	6	2	4	6	別表第1によって算定する。													
高等学校までの距離	12	4	8	12	別表第1によって算定する。													

等					
郵便局 までの 距離等	6	2	4	6	別表第1によって算定する。
市町村 教育委 員会ま での距 離等	1 2	4	8	1 2	別表第1によって算定する。
金融機 関まで の距離 等	6	2	4	6	別表第1によって算定する。
スーパ ーマー ケット までの 距離等	6	2	4	6	別表第1によって算定する。
市の中心 地まで の距離等	0	0	0	0	別表第1によって算定する。
県庁所 在地又 はこれ に準ず る都市 の中心 地まで の距離 等	0	0	0	0	別表第1によって算定する。

備考

- 1 本土からの月間の定期航行の回数は、年間において実際に航行した回数の平均によるものとする。ただし、時季により回数が変更される定期航行にあっては、定期航行の回数の最も少ない時季において実際に航行した回数によるものとする。
- 2 付属島であって直接本土との間に定期航行がなく、主要島と本土との間に定期航行がある場合における本土からの月間の定期航行の回数の要素に係る該当点数の算定については、本土と主要島との間の定期航行の回数の区分に応ずる点数と主要島を本土とみなした場合における主要島と付属島との間の定期航行の回数の区分に応ずる点数とを合計して行うものとする。
- 3 主要島と至近の距離にあり、かつ、定期航行によらなくても主要島との交通が容易な付属島にあっては、当該付属島を主要島の一部とみなしてこの表を適用するものとする。
- 4 月間の定期航行の回数には、航空法第2条第18項に規定する定期航空運送事業として行われる交通の月間の回数を、1日の定期航行の回数には、当該交通の1日の回数を各々8で除して得た数（1未満の端数切り捨て）を、それぞれ加えるものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第9号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員の任用に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第26条第5号中「、競争試験」を「競争試験」に、「行なっても」を「行っても」に、「職員」を「職員」に、「別表第2」を「、別表第2」に改める。
別表第1職員採用試験（大学卒業程度）の項中

行政	行政以外の職種の対象とならない事務に従事することを職務とする職
警察行政	主として、警察本部又は警察署において事務に従事することを職務とする職
学校事務	主として、県立学校又は市町村立学校（以下「公立学校」という。）において事務に従事することを職務とする職

を

行政	他の職種の対象とならない事務及び教育委員会事務局における事務に従事することを職務とする職
警察行政	主として、警察本部又は警察署において事務に従事することを職務とする職
教育行政	主として、教育委員会事務局又は公立学校（県立学校又は市町村立学校をいう。）において事務に従事することを職務とする職

に改め、同表職員採用試験

（短期大学卒業程度）の項中

学校事務	主として、公立学校において事務に従事することを職務とする職
司書	主として、県立図書館において司書の業務に従事することを職務とする職
学校図書館事務	主として、公立学校図書館において司書業務に従事することを職務とする職
栄養士	主として、栄養士の業務に従事することを職務とする職
学校栄養職員	公立学校において栄養士の業務に従事することを職務とする職

を

司書	主として、県立図書館において司書の業務に従事することを職務とする職
学校図書館事務	主として、公立学校図書館において司書業務に従事することを職務とする職
栄養士	主として、栄養士の業務に従事することを職務とする職

に改め、同表職員採用試験

（高等学校卒業程度）の項中

一般事務	一般事務以外の職種の対象とならない事務に従事することを職務とする職
警察事務	主として、警察本部又は警察署において事務に従事することを職務とする職
学校事務	主として、公立学校において事務に従事することを職務とする職

を

一般事務	他の職種の対象とならない事務及び教育委員会事務局における事務に従事することを職務とする職
警察事務	主として、警察本部又は警察署において事務に従事することを職務とする職
教育事務	主として、教育委員会事務局又は公立学校において事務に従事することを職務とする職

に改める。

別表第 2 中、「言語聴覚士」を「言語聴覚士 義肢装具士」に改める。

附 則
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 24 年 3 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 10 号

公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（平成 24 年熊本県人事委員会規則第 5 号）を次のように改正する。

別表第 1 の改正規定を次のように改める。
別表第 1 条例第 2 条第 1 項第 1 号に該当する団体の項団体の名称の欄中「財団法人熊本県伝統工芸館」を「財団法人熊本県農業公社」に、「財団法人熊本県立劇場」を「公益財団法人熊本県立劇場」に、「財団法人熊本県林業従事者育成基金」を「公益財団法人熊本県林業従事者育成基金」に改め、「財団法人熊本県林業公社」の次に「一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会」を加え、同表第 1 条例第 2 条第 1 項第 5 号に該当する団体の項団体の名称の欄中「財団法人熊本県体育協会」を「公益財団法人熊本県体育協会」に改め、「社団法人全国社会保険協会連合会（健康保険人吉総合病院）」の次に「公益財団法人くまもと地下水財団」を加える。

附 則
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

正 誤

平成 24 年 3 月 16 日熊本県公安委員会規則第 100 号（銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
30	21	熊本県公安委員会規則第 3 号	熊本県公安委員会規則第 100 号